

平成22年度「長野県食と農業農村振興審議会」議事録

日 時：平成22年8月18日（水）13時30分～16時30分

会 場：長野県庁議会増築棟 第1特別会議室

（事務局：山本農業政策課企画幹）

定刻になりましたので、ただいまから「長野県食と農業農村振興審議会」を開会いたします。私は農政部農業政策課の企画幹の山本と申します。議事に入ります前までの進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、開催通知にもありましたように、これまで会長を務めていただいております矢澤委員が長野県農業協同組合中央会の役員改選に伴い、7月1日付で本審議会委員を辞任されております。したがって、このたびの審議会の開催につきましては、会長職務代理委員であります佐々木委員から通知をさせていただいたところですので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、佐々木会長職務代理委員からごあいさつをお願いいたします。

（佐々木会長職務代理委員）

信州大学農学部の佐々木隆でございます。

先ほど事務局から御説明がありましたとおり、会長が不在でございますので、会長職務代理委員の私の方から一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

委員の皆様はご承知のとおり、昨今の情勢は非常に厳しいものがございます。金融危機で始まる景気の低迷、あるいは雇用の悪化というの、なかなか出口がまだ見えない状況にございます。また、農業農村のほうに目を向けましても、農産物価格の低迷というのは依然として続いておりますし、高齢化や担い手の問題、あるいは農村集落の活力低下など、さまざまな問題が依然として続いているということをご承知のとおりでございます。

しかし一方で、また大きな動きも出ておまして、最近の都市部を中心にした農業ブームと申しますか、農業に対する関心の高さというようなことも見られております。また、マスメディアなどでも、農業農村が取り上げられる機会が非常に増えているように感じております。また、消費者のほうでも、食に対する関心というのは、非常に高いものが出てきているんじゃないかと思っているところでございます。非常に厳しい状況ではございますが、農業や農村への期待も大きくなっていると、あるいはその関心も高まっているということがあるのだろうと思っております。

そんな中で、農業が将来に向けて発展していく芽というの、そのような動きの中にあるんだろうと思っておりますので、そのような動きを見据えながら、どのような形で長野県の農業を発展させていったらいいのかということも考えていくことが重要なんだという

ように思っております。

本日は、長野県食と農業農村振興計画に基づく県の施策の進捗状況、それから今後の施策の方向につきまして、審議、提案をする場でございますので、皆様方の活発なご議論をお願い申し上げるところでございます。簡単ではございますがあいさつとさせていただきますので、本日はよろしくお願いいたします。

(事務局：山本農業政策課企画幹)

ありがとうございました。続きまして萩原農政部長、お願いします。

(萩原農政部長)

本日は、長野県食と農業農村振興審議会を開催いたしましたところ、大変暑い中、それからそれぞれご多用の中、ご出席賜りまして大変ありがとうございます。

この審議会、今、会長代行さんからもお話のございましたように、県議会提案の長野県食と農業農村振興県民条例に基づきまして、平成18年10月に設置をいたしまして、長野県農業の指針となります長野県食と農業農村振興計画などにつきまして、調査、ご審議等をいただくものでございます。

昨年は11月に開催をさせていただいたところでございますが、今年は、より早い時期に検証を行って来年度予算に反映させることが必要だというようなことで審議会のご意見を賜りましたので、本日開催させていただくということでございます。本日のご審議を踏まえまして、9月県議会に対しまして報告をすること、それから県民に対しまして公表を行うというようなふうに予定をしておりますので、これまでの計画の進捗状況等につきまして、ご審議をよろしくをお願いをしたいというふうに思っております。

さて、近年の食料、農業農村を取り巻く情勢でございますが、それぞれ専門家の皆様方でございますので、私からそれぞれ触れる必要はないというふうに思いますけれども、構造的な農産物価格の低迷だとか、農業関係資材だとか、輸入飼料の高どまりだとかというようなことから、大変農家経済が厳しい状況になっているというような状況でございます。

また、農業者の皆様方の高齢化に伴います担い手の減少だとか、農地面積の減少、耕作放棄地の増加、鳥獣被害の拡大、こういった農村地域の活力低下も見られているというような状況でございます。

こんな状況を踏まえまして、22年3月でございますが、国が策定いたしました食料・農業・農村基本計画の中で、10年後の平成32年の食料自給率を50%というような目標を定めておりますし、戸別所得補償制度の導入、6次産業化によります農家所得の増大、さらには、従来の施策から施策対象を広げまして、家族経営や小規模兼業農家も含めて、意欲のある多様な農業者は営農継続と経営の発展を支援すると、そういった施策に転換するなどがこの中で盛り込まれたところでございます。

本県におきましても、最近、新規就農者の増加傾向にあるわけではございますけれども、

全国平均を上回る水準で進んでおります農業者の高齢化に伴います担い手不足、遊休農地の増加、特に加えまして、昨今では、輸入農産物の増加だとか消費の減退等に伴います農産物価格低迷など、本県の農業農村をめぐる情勢は大変厳しいわけでございます。しかしながら、これも会長代行さんからもお話がございましたが、消費者の安全・安心な農産物に対する関心の高まりだとか、地産地消だとか、食育の推進だとか、食生活の豊かさだとか、心の安らぎの提供できる農業農村への期待も高まっていることもまた事実だというふうに思っております。

県では、長野県食と農業農村振興計画の目標達成に向けまして、ちょうど3年目を迎えているわけでございますが、今年は特に、多様な担い手の育成だとか、競争力の高い園芸産地の再構築、農家所得の向上を目指しまして、出口の見える生産振興対策と県産農産物の販路拡大を重点的に取り組んでいるところでございます。振興計画目標達成のために、農業者の皆様が意欲を持って農業経営に取り組めますよう、今後とも市町村、関係農業団体等の皆様方と一致協力して、今後とも進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後に、本日は、長野県食と農業農村振興計画に基づきまして、平成21年度に実施いたしました施策だとか取組状況、また計画に掲げました達成指標の進捗状況等に対しまして、委員の皆様方から忌憚のないご意見、ご提言をいただければありがたいというふうに考えております。皆様方によりしくお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきますと思います。どうかよろしく願いいたします。

(事務局：山本農業政策課企画幹)

本日は、審議会委員20名のうち15名のご出席をいただきまして、委員の過半数に達しておりますので「長野県食と農業農村振興の県民条例」第30条第2項の規定によりまして、審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それから議事に入る前に、配付資料のご確認をさせていただきます。今回は、議事進行を効率的に進めるために、事前に素案の資料を郵送させていただきましたけれども、内容の追加ですとか修正などを一部させていただきますので、改めて皆様のお手元に配付をさせていただきます。

その資料ですけれども、まず審議会の次第、これは1枚のものです。それから右上に「審議会資料一覧」というふうに記載をされた資料のつづりがございます。それからその別冊としまして、平成21年度実績年次報告ということで、「長野県食と農業農村振興計画レポート」という厚い1冊がございます。それからもうちょっと薄い物として、参考資料として「長野県食と農業農村振興計画達成指標の進捗状況」という1冊のつづりをお手元にお配りしております。よろしいでしょうか。

それから本日の日程でございますけれども、意見交換を含めまして、4時ごろには終了したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは議事についてですけれども、審議会の議長につきましては、条例第30条第1項の規定によりまして会長が務めるということになっておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり会長が不在のため、会長を選出していただくまでの間、佐々木会長職務代理委員に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(佐々木会長職務代理委員)

それでは議事に入らせていただきます。まず当審議会につきましては、条例の第30条第4項に、会議は原則として公開すると規定されておりました、資料の3ページ、審議会資料一覧と書いてある資料の3ページでございますが、その「長野県食と農業農村振興審議会傍聴要領」、それからその次のページの、4ページの「指針」などによりまして、傍聴及び議事録・会議資料の公表により公開することとさせていただきますので、ご了承を願います。

それから議事録につきましては、発言委員の氏名も明記して公表することとなっておりますが、それでよろしいでしょうか。

(各委員から「異議なし」の発言)

(佐々木会長職務代理委員)

はい、ありがとうございます。それではご賛成が得られましたので、議事録は、発言委員の氏名も明記して公表させていただきます。なお、議事録作成のため、本日の審議は録音させていただきます。

引き続きまして、会議事項に入りたいと思います。次第でございます、議事の(1)の委員の紹介・会長の選出についてでございます。まず委員の紹介を事務局のほうからお願いいたします。

(事務局：山本農業政策課企画幹)

それでは、資料の1ページの委員名簿、それから2ページに座席表がございますので、それを見ながらお願いをしたいと思います。また、これからご紹介をさせていただきますが、委員の皆様におかれましては、着席のままでお願いをいたします。

まず、会長席に向かって左側のほうから、農業者の代表といたしまして、伊藤清人委員、小松勝文委員、田邊委員、平林委員でございます。それから続きまして、農業関係団体の代表といたしまして、小松正俊委員、村山委員、市川委員でございます。続きまして、会長席に向かって右側でございますけれども、上のほうから、県議会議員の代表といたしまして、森田委員、和田委員でございます。続きまして、消費者の代表といたしまして、伊藤兼彦委員、織田委員、原委員でございます。それから食品流通事業者の代表といたしまして、小山委員、堀委員でございます。最後になりましたけれども、有識者の代表といた

しまして、佐々木委員でございます。

なお、市町村代表の菅谷委員、清水委員、藤原委員、それから消費者代表の市場委員、有識者代表の白戸委員の5名につきましては、本日、所用により欠席というご連絡をいただいております。また、委員各位の役職につきましては、名簿に記載のとおりでございます。以上でございます。

(佐々木会長職務代理委員)

はい、ありがとうございます。それでは次でございますが、当審議会の会長の選出についてでございます。当審議会の会長につきましては、条例の第29条の規定によりまして、委員の皆様の互選により選出することとなっております。ここでご選出いただきたいと思いますが、何かご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。はい、どうぞ。

(伊藤清人委員)

従来、会長さんにつきましては、JA長野中央会のほうから矢澤委員さんが出ておりましたけれども、今回、役職もかわりまして、小松正俊委員さんが新たにお見えになっております。特にJA長野中央会につきましては、県内ばかりではなくて、国内外の農政情報、あるいは県内の、あるいは県外の農政・農業事情に精通をされておられる方でございます、JA長野中央会の小松委員さんに、矢澤会長さんにかわりまして、新しく会長さんをお願いしてはいかがかというふうにご提案いたします。

(佐々木会長職務代理委員)

はい、ありがとうございます。ただいま、伊藤委員さんから小松委員さんに会長をお願いしたらどうかというご提案がございましたが、いかがでございますでしょうか。

(各委員から「賛成、異議なし」の発言)

(佐々木会長職務代理委員)

ではご異論がないようでございますので、皆様方の互選により小松委員さんに会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。なお、本審議会の議長につきましては、条例の第30条第1項の規定によりまして会長が務めることとなっております。ここで小松会長と議事進行を交代させていただきます。ありがとうございます。

(小松会長)

それでは、改めまして、皆さん、こんにちは。ただいま、役職をもってといたしますが、立場をもってということでございますが、大変重要な会長にご指名をいただきまして、緊

張いたしているところでございますけれども、皆様方のご協力を得まして、会長の座を務めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それぞれ、会長代行さん、農政部長さんからごあいさつがございましたように、置かれております農業をめぐる情勢は、なかなか先が見えない、混沌としているという状況でございますし、それをもって農業者の皆さん方の農業経営はなかなか困難な状況から脱することはできない。こういう厳しい状況は、だれしもが共通の認識に立っていただいていると思うところでございます。

本県は、この5カ年の振興計画を立てまして、ちょうど本年度、真ん中の年ということでございまして、設定されました目標となる指標の達成の実現に向けまして、県民挙げてご努力を賜っているところでございます。これらの21年度の取組を振り返っていただきながら、22年度、中途でございますが、22年度どうするか、さらには目標の24年度に向かってどうするべきかという、闊達なご発言、ご提言等をいただくことをお願い申し上げさせていただきますまして、座長に就任をさせていただきますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、条例第29条によりまして、会長職務代理は会長が指名するということになっておりますが、引き続き佐々木委員さん、佐々木先生にお願いしたいというふうに思いますが、皆様のご賛同をよろしくお願いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいま時刻が1時45分を少し回ったというところでございまして、後ろの時間が16時ころとこういうことでございますので、効率的かつまた有効なご意見をちょうだいできますように、運営をしまいたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、限られた時間ということを前提といたしまして、事務局側が事前に素案等を委員さんに送っていただきまして、事前のご提言等もいただきまして、本日、その資料が提出をされているところでございます。加えまして、県下10広域の地区部会におきましても、意見の聴取をいただいたところでございまして、これらを踏まえて、審議会の進行を進めさせていただきますというふうに思います。

なお、基本方向1から5という組み立てになっているところでございますから、基本方向1から順番にご発言等をいただいてまいりたいというふうに思っております。そうしますと、限られた時間の中で基本方向、5つのテーマごとに使える時間は20分前後とこういうことでございますので、どう能率的にかつ効果的に進めたらいいかということが課題になるわけでありませんが、ご協力を賜りたいと思います。

加えまして、この振興計画は、5つの分野がそれぞれ独立をしているところでございますけれども、条例第1条の目標にございますように、総合的かつ計画的に進めていくことによって目標を実現するということでございますから、基本方向1と2、あるいは1と3、あるいは1と2と3と、さらには4・5との絡みの中で課題を解決しなければいけないということにもなるわけでありまして、基本方向1の中でのご発言につきまし

ても、例えば縦軸に担い手をとりますと、横軸に生産あるいは経営、あるいはマーケティングというのが位置づけられるかなど。さらに奥行きに食との連携、あるいは環境との共生、そしてまた一番のベースのグラウンドには、働きやすく住み良い農業・農村と、いわゆる3Dの状態では振興計画全体を見なければいけないということもございますので、基本方向1のご発言の中におきましても、他の基本方向との関連がございましたら、遠慮なく関連を付けながらご発言をいただければありがたいと、こんなふうに思っております。

なお、4時まで一直線というふうにはまいりませんので、途中、10分間程度の休憩をとってほしいという事務局側のご提起もございますので、途中、様子を見ながらとりたいというふうに思いますが、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、意見交換の前に説明がございまして、まず最初に三村農業政策課長さんから、実績レポートのご説明をいただきたいと思っております。

(事務局：三村農業政策課長)

それでは農業政策課長ですが、三村でございます。簡単にやらさせていただきますので、目次等を見ながら拾っていただければと思っております。レポートの厚いほうですが、1ページを開いていただきますと、総括というものをつくっております。ここに集約されておりますので、この中を拾いながらご議論の参考にしていただければということでございます。

レポート総括の上の段にあります、先ほどから出ておりますが、これは議会提出の条例によって決められたものです。これを受けて計画をつくっております、毎年、この審議会のご意見をもらったら、直近の議会に報告して県民に公表していくという、そういったことが上の段に書いてございます。

それからその下の1番の進捗状況でございますけれども、産出額というところに数字がございまして、これは、国が出るのは年をまたいで1月ごろなものですから、県のほうで推計したものでございます。今、推計の段階でございまして、昨年、21年度の推計は、そこに2,625億円という数字が書いてございます。昨年に比べて89億円の減。理由が2行目に書いてあります。生産量が夏場の天候不順等で減少したことに加えて、出ておりました景気低迷ということでございます。それから関連産出というものも数字を持っておりまして、農産加工とか観光農業というのを長野県独自に数字を持っておりまして、7億円の増という、ここは増でございます。合わせますと、下の表にございますけれども、真ん中辺より右のほうに21年と20年の前年対比でございまして、今の数字を全部トータルすると2,794億円で97.1%ということで、3%ほど昨年より落ちているということです。

24年目標の3,000億円という数字がございまして、それと比べて今の進捗は、93.1%という、そういう率になります。

それから、これらを達成するための進捗の指標というものを、達成指標というものも下に書いてございます。56立てておりまして、このうち書いてあるものについては、既に目標の24年まで到達したという14項目でございます。

それでは2ページをお願いいたします。5つの方針をご議論いただくときに、今の実施状況はどうかということ、まず基本方向の1の担い手というところでございます。中に書いてある内容につきましては、一定の人材の確保とか、組織とか、こういったものにつきましては、着実に増加を見ているけれども、さまざま、一方というところがございますが、問題もあるという、そんな記載を現状把握としてさせていただいております。

それから基本方向2でございますが、競争力のある付加価値の高い農畜産物をということでございますが。水田と米というのが書いてございまして、水田の構造改革というのが上に書いてございます。総じて構造改革というのは進められておりますけれども、これにかかる障害となるようなものもあるということが上の3段。それから米でございますけれども、これについて、ブランド化とか、こういったものを進めてございまして、また麦、大豆というようなものにつきましては、生産の収量の不安定な部分もあつたりしまして、なかなか難しいものもあるということ。

それから真ん中辺に園芸作物、本県の主幹をなす園芸作物でございますけれども。さまざまな工夫をしております、リンゴ3兄弟とか、ブドウのナガノパープル等、栽培面積というのは、新しいものについては増やして、単年度目標も達成しているけれども、一方でというところがございまして、高齢化、それから面積の減少に歯止めがかからないというのは、全体としてはあるという、そういったことでございます。それから畜産、水産という項目。

それからマーケティングというのが下の段にございまして、トップセールス等もいろいろやってきております。オリジナル食材を、店舗で扱ってもらう店舗数を増やすとか、原産地呼称というのも引き続きやっております。それから輸出につきましては、台湾で非常に厳しい状況がございまして、昨年は大幅に量を落としております。

3番目の方向ですが、消費者と「食」の絆というところでございます。上の段、食育でございます。ボランティアも年々増加でございますし、それから地産地消が次の段にございまして、学校等でさまざまな利用率向上に取り組んで、直売所等も1億円以上のものも出てきているというところでございます。

それから下のほうに6次産業への誘導・啓発、こういったことによって、先ほどの数字の関連額が増えているというところでございます。

基本方向の4でございますが、環境との調和でございます。後で数字を申し上げますけど、エコファーマーとかこういったものについては、非常に数字が増えたりしておりますが、農薬等の削減につきましては、さまざまな状況もございまして、目標を下回っているという、そういったことでございます。

それから真ん中辺に遊休農地の解消でございますけれども、再生とか整備の取組は非常にそれぞれの地区でやっていただいておりますけれども、なかなか数字としてあらわれてこないということ。

それから下のほうに鳥獣対策、交流人口を増やすとか、こういった施策を引き続きやっ

ているという、そういったことでございます。

基本方向の5でございますけれども、農地整備の関係でございますが、1行目の後段にあります、更新時期を迎えた基幹的な農業水利の施設というものを、何とかやっていかなくتهいけないうことがございますけど、国の予算等もございまして、なかなか進捗に支障が出てきている部分もございまして、ここはしっかりやっていきたいということでございます。

今後の展開方向というところが、今日、ご議論いただく部分でございますが。この6行ほどを読んでみますと、総括的に、平成21年度は、構造的な消費者の低価格志向や消費量の減少等により、農産物価格の低迷、それから担い手・農地の減少、こういったことで生産力の低下があつて、生産額が3,000億円の目標になかなか到達できないということで、単年度目標も下回っているというようなことでございます。しかし、我々とすれば、関係のところそれぞれ工夫をしながら、5つの基本方向ごとに着実に推進していくことによって乗り切ると、そういったくたでございまして。

それで、それを基本方向1ということで、担い手について、先ほどの現状を踏まえて繰り返しますと、就農相談とか、新規の就農者の確保というものをさらに進めていく必要があるということ。それから一番下の集落営農というものも、きちつと地域の実情に合わせた持続できる体制をつくっていく必要があるという、そういったことでございまして。

それから基本方向の2でございますが、水田につきましては、本県の農地の半分が水田でございますから、これを有効に利用できなうてはいけないうこと。それから米のブランド化ということが上段に書いてございまして、それから園芸作物につきましては、引き続きオリジナル品種の拡大とか、業務用向けの生産をどういふぐあいに体制づくっていくかと、こういったようなことを記載してございまして。それからマーケティングも、県内外、海外も含めてやっていくということ。

それから「食」との結びつきが3に書いてございまして、これも食育の担い手とか、地産地消のさらなる推進、6次産業化等を記載しております。

基本方向4でございますが、環境との調和は、土づくりとか農薬の低減、さまざま、今ある、直接支払いとか、それから農地・水の共同活動とか、こういったもの。鳥獣に対する対応、それから都市交流、こういったことを引き続きやるということ。

それから基本方向の5にございまして、緊急度の高いものから基盤の維持を図っていくと、そういったことにまとめてございまして。

それから次の特徴的な動きは、写真を持って1年間を振り返つてございまして、省略いたします。先ほど言いました生産額の内訳が、16ページの中段の表にございまして。17年、20年、21年と書いてございましてけれども、米を見ていただきますと、530億円から490億円、445億円、目標は490億円という、こういうことでございまして、見込み以上になかなか難しいと、相当下回つてきたという、そういう落ちが想定をしたよりも落ちているというようなことでございまして。

それから野菜は、626億円が703億円、688億円で、目標は705億円ということでございます。それから果実でございますが、これにつきましても524億円で、490億円、453億円、目標は540億円ですから、これも米と同様になかなか厳しい、想定を上回っての落ちだということでございます。一番下のキノコあたりが、トータルとして頑張っているということでございます。

それから農業関連の産出額でございますが、トータルとして104.3%ということで、昨年の数字を4%ほど上回っておりますが、それぞれ頑張っている数字が出ております。トータルとしまして97.1%でございます。17ページはそれを指標化したものでございまして、今回は省略させていただきます。

18ページでございます。一番左の4,000億円台が平成2年、3年に来ておりまして、右下がりの棒グラフでございまして、全国の順位が下のところがございます。平成2年ぐらいは、農産物全体で4,000億円が7位、5位ということで、そのうち穀物とか畜産を除いた園芸作物は全国1位の時代、これ、さかのぼりますと昭和50年代もそうでしたけれども。そんなことで、現在、一番右の平成20年は、トータルで11位、それから園芸作物だけで5位ということでございます。

それから耕地面積というのは、今年新しくグラフ化しましたが、高齢化の関係でたくさん、2回つくとか、二毛作ができないというようなことも背景にございまして、平成2年には93.4%の耕地の利用率が、今、86.6%ということでございます。

19ページ以下は、それぞれ品目ごとに、作付面積とか、収量がどんなくあいになっているかということに記載してございます。

それでは最後に指標を申し上げますので、27ページをお願いいたします。これは行政がいろいろな目的を達成するためにさまざまな項目を指標化して、それを頑張らなくてはいけないという、そういうことで56を立てたものでございますけれども。まず下の表の担い手というところで、1番の40歳未満の新規就農者を見ますと、17年141人、その次、154人、135人と、これ、下の段が実績でございます。計画が始まった20年度は、上の段、175人の目標に対して、同じく175人の、1年間に確保できた新規の就農者ということでございます。21年が182人に対して178人、目標は200人でございまして、これはかなり就農活動、相談活動等をやっております、一定の実績を見ているものでございます。

こんなぐあいに表を見ていただきまして、2番目の競争力のあるということで、10番の原産地呼称の米を見ますと、17品、14品、19品、47品ということで、結構目的を達成するような数字に近づいてまいりましたので、当初、21年に31品ということ、今回、21年度は50に一部修正し直して目標を立て直したということで、結果として50ということで終わったわけでございます。これは、目標をそれぞれ、24年度の単年度目標も達成しているということでございます。

それからリンゴ3兄弟の面積でございますが、545ha、611haというような数字で、最終的に1,560haまで持っていきたいということございまして。産地の苗木の導入とか、流通

関係者へのPR等、さまざまな研修等を行いまして、実績が上がってきております。

それからナガノパープルでございますけれども、記載のような形で、単年度、21年度あたりは、122.9%ということでございます。

それから18番の農産物の輸出がでございますけれども、これも2,035トンからだんだんうまくいくと思っていたんですが、21年度に438トンということでございまして。最大輸出国の台湾の残留農薬基準とか、そういったものが日本の基準と異なっておりますし、他県の不合格事例なんかがありまして輸出が慎重になってきたということで、こういった数字で非常に厳しい数字が出ております。

21の信州サーモン、この辺は目標どおりに進んでおりまして、水産試験場から稚魚を供給する等、さまざまなPR活動も含めまして、拡大対策に取り組んでいるところでございます。

28ページでございます。それでは、25、26、27が、学校給食等で県産品を使ってもらいたいという、そういった情報提供とか利用の依頼等、さまざまやっております、それぞれの数字にあらわれてきているのは、目標を上回る形で進めてきているという、そんなものをここに数字として記載して、順調であるという報告でございます。

30番、農産加工グループにつきましても、これは増減、238になったり237になったりしますけど、高齢化で減ったり増えたりしながらも、一定の数字を確保しております。

それから4番目の環境と調和ということで、37番で、これも特徴的な数字が出てきておりますが、エコファーマーということで、1,200が、今、7,000まで来ておりますが、JAの部会単位で入っているというような、そういう地域ぐるみの取組をいただきまして、実績を大きく、5,000以上の目標を大きく上回っておりますので、目標も7,000ということで21年度は立てまして、7,235の実績を上げてきております。

43番は遊休農地の解消ということでございますが、これが一番右の表で、目標に対して18.8%ということで、なかなか厳しい局面にあるということでございます。

それから5番目の49番で基幹的な農業水利につきましては、これ、何キロメートルやったかということでございますけれども。昭和20年代から40年代の施設が非常に老朽化が進行しておりまして、何とか水を流していかなくてはいけないということで、更新とか整備というのを計画的にやっているわけでございますけれども。特に国庫予算等の確保も課題となっております、目標達成に向けてさまざまな取組を今後していきたいということでございます。

以上、こういう目標を立てながら進めておりますけれども、数字的には、皆さんの取組によりまして一定の成果が出つつあるわけですが、先ほど来、価格の問題等で、経済的な数字、3,000億円というような数字がなかなか数字にあらわれてこないというような悩みを持っておりまして、本日はどうか皆様には、長野県の農業が少しでも上向きに展開できますように、さまざまな立場からご意見をちょうだいしたいと思います。

以下、横ぐしに刺したものを重点化した取組にまとめたり、それから地区のものをまと

めたり、さっき言った指標をグラフ化したり、さまざま大部なものになっておりますけれども、時間の関係で割愛させていただきます。よろしくお願いいたします。

(小松会長)

はい、ありがとうございました。それでは事前の説明の補足ということでございまして、中村農業技術課長から米所得補償についての概要の説明をお願いいたします。

(事務局：中村農業技術課長)

農業技術課長の中村でございます。よろしくお願いいたします。私のほうから農業者の戸別所得補償制度の概要についてご説明をさせていただきます。お手元にお配りをいたしてございます、右肩に太い文字で審議会資料一覧というふうに書いたつづりがございます。その最後です、22ページからをごらんをいただきたいと思っております。

これは、この戸別所得補償制度、民主党のマニフェストに載っております政策の一つになっているわけございまして、農政の大きな転換の一つというふうに言われているものでございます。最初に22ページに記載してございますのは、本年度、既に実施をいたしております、試行的に、試的に実施をいたしておりますモデル対策の概要について記載したものでございます。おさらい的に簡単に触れさせていただきます。

この対策、本来は来年度、23年度からの本格的な実施に向けての試行対策ということでございまして、名前がモデル対策というふうになっておりますが。中身は、上から2段目の表にございますように、水田活用自給力向上事業、そしてまた米の戸別所得補償モデル事業と、この2つの事業で1対策になっているものでございます。

左側の自給力向上対策事業は、いわゆる水田で転作作物を栽培、生産する場合において、一定の助成をする対策でございまして、この部分については、生産調整にご協力いただける、いただけないに関係なく、助成をしているものでございます。交付単価が記載してございますけれども、長野県下におきましては、例えば麦ですと36,800円と、10a当たりの助成額になるわけですが、こんなようになっております。本来、20年度以前はもう少し高い金額であったわけですが、国のほうで均一対策ということになってしまいました。その後、括弧書きにございますように、激変緩和対策枠が設けられまして、35,000円から1,800円ほど引き上げて、長野県の場合については引き上げて、単価を設定して交付しているものでございます。

それから右側のモデル対策でございます。これは水田で主食用米をつくる方に対して所得補償をするものでございます。いわゆる生産調整実施者、生産調整にご協力いただける方に対して、その方の水稻の作付面積から、ご自分がお食べになります分、10a分の面積を控除した面積につきまして、一番下にございます全国一律単価で、定額部分として10a当たり15,000円、それから変動部分といたしましては、今年の場合につきましては、平成22年産のお米の裸価格が60キロ当たり11,978円を下回った場合に、その差額を国から補て

んするというふうな制度になっているものでございます。

一番下をごらんをいただきたいと思います。この対策、本年の4月1日から6月30日までに加入の申し込みの期間が設定されました。その結果といたしまして、加入の申請状況でございますけれども、長野県下ではおよそ52,000戸余りの方が加入をいただいておりますし、全国では132万戸というふうな数字になっております。

その同じ表の一番右側の欄、これが生産調整実施者の推計、生産調整にご協力いただいているかどうかということが非常に重要な中身になっているわけでございますけれども。これ、長野県で推計いたしますと56,300戸ということになりますから、52,000戸というのは、その56,300戸に対しましておよそ93%、おおむねほとんどの方が参加していただいているかというふうな状況になっております。

全国で申し上げますと、130万戸に対しまして111万8,000戸、逆数になりまして、111%という高い数字になっております。これまで全国の生産調整実施者数の割合は、その隣にありますように67%というふうに低いわけございまして、この対策に、新たに対策に参加した方があるかなというふうに見られる数字となっているものでございます。ここまでが今年の対策の概要でございます。

次のページ、23ページが、来年度の実施分についての現在までの検討状況でございます。ここら辺が農業者戸別所得補償制度ということになります。これは民主党の政策研究会が今年の6月15日に政府に提案をいたしまして以降、農林水産省で8月12日までに検討資料として出されたものからまとめたものでございます。今後変更の可能性がありますことをお含みおきをいただきたいというふうに思います。

目的でございますけれども、販売価格が生産費を恒常的に下回ってしまっている品目を対象にして、その差額を補てんするということで、最終的に食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図るというものでございます。

対象となる農業者でございます、(2)でございますが。対象品目ごとの生産数量目標に従って販売に供する目的で生産する「販売農家」もしくは「集落営農組織（農業生産法人含む）」ということございまして。この生産数量目標に従っての意味は、現在のところまだわかっておりません。

それから(3)の対象となる品目でございます。①から④まで区分されておりますけれども、一つは水田に作付されるもの。これが水田作と書いてありまして、お米の分、主食用の部分、それから転作作物。転作作物は2つに分かれてありまして、麦・大豆・そば・なたねというものと、もう一つの転作作物が、飼料作物ですとかWCS稲というふうなものがございます。それから④に畑作物がございまして。畑で栽培する麦・大豆・てん菜、そしてまたそば・なたねなどが、交付の対象とするというふうなことで検討されているものでございます。

それぞれの作物区分についての支援内容を中段の表、(4)に記載してございます。ア、イ、ウ、エ、この4つの部分が基礎部分になるわけでございます。表と対応品目、①から

④がございしますが、これは（３）に記載したものと全く同じだというふうにご理解をいただきます。

最初にアをごらんいただきますと、米の所得補償事業ということで、これは今年行っておりますモデル事業の定額部分が、およそ同じ形で来年度も実施されるということになりますが、単価は、まだ15,000円になるかどうかははっきりしておりません。

それからイでございしますが、水田利活用の所得補償事業というのがございします。これは今年の、左のページの自給力向上事業の部分でございまして、②と③ですから、水田に転作作物として栽培するものについて、助成をするものでございします。およそ面積払で、現行対策と同じ水準のものになっていくかなというふうな感じで検討が行われています。なお、支援内容のところに、激変緩和措置は「産地資金」として実施ということでございます。激変緩和枠が今年は設けられ、金額の枠が設けられておりますけれども、枠がもうけられるかどうかわかりませんが、「産地資金」というお金をつかって、都道府県で任意に調整をすることができる、単価を調整することができるというふうな考え方を持っているようでございます。

ウが畑作物の所得補償事業でございします。対応品目をごらんいただきますと、②と④を記載してございします。これはどういう意味かと申しますと、水田につくる畑作物と畑につくる畑作物の両方に助成をするというものでございします。この関係につきましては、助成の方法は面積払だけではございまして、面積払と数量払の両方を合わせた形で交付するというようになっております。

そのイメージは、一番右下のところに簡単なグラフがございしますけれども、縦軸に交付額、横軸に収量が出ております。一定の部分については、収量に関係なく、例えば1,000円とか5,000円とかという数字が出る。さらに収量が高くなる、斜めに棒がございしますが、高くなるに連れて数量払ということで、生産性が上がるごとに余計に交付金が出るというふうな仕組みになっていくということで考えられているものでございします。

それからエでございします。変動部分とナラシと書いてございします。これは、今年のモデル事業の変動部分と、それから現在行われております水田経営所得安定対策事業のうちのナラシ部分、いわゆる減収補てん部分、同じような要素になりますので、主食用部分の米につきましては、支援内容に記載のとおり、ナラシ部分を廃止して一本化しますという形になるようでございます。

その下が加算措置で6項目ございします。品質加算、それからこれは農地の再生利用加算、それから集落営農の法人化加算、それから輪作するために休閑緑肥作物をつくる場合の加算、こうしたものがそれぞれ掲げられてございまして。そのほかに、いわゆる条件不利地域に対する加算と環境に配慮した生産の加算というのが考えられておりますけれども。このケとコにつきましては、支援内容にございしますように、条件不利につきましては、中山間地等直接支払制度を拡充するというふうな、現在のところ記載されているだけでございします。環境の部分につきましても、現在実施されております、農地・水・環境保全対策を拡

充するというので、この対策にそっくり乗っかってくるのではなくて、別の対策のほうから、単価を上げたり、項目を設けたりして支援をするというふうな考え方になっているということでございます。

それから同じ表の（注）の下に記載してございますけれども、このほかに加算措置といたしまして、規模を拡大した場合、それから農地を集積した場合、それから担い手の皆さんに対する加算というのが考えられておりましたけれども、米につきましては、23年度からの実施は見送るという考え方になっております。米以外の品目については、現在、どうなるかわかっていないというふうな状況でございます。これが水田と畑作物に対するものでございます。

最後でございますけれども、そのほか（5）でございます。その他の作物の検討状況。本県の主要な作物でございます野菜・果樹関係につきましてでございますけれども、この野菜につきましては、現行の野菜価格安定制度、果樹につきましては旧果樹経営安定対策などを基本として、「収入保険」的な制度として検討していると。ただし、来年からの実施は考えていないというふうな情報でございます。

それから畜産・酪農の関係につきましては、現行のさまざまな畜産・酪農対策を基本にして、特にチーズ向けの生乳の対策を強化するというのを試行するという事を含めまして、来年度からの実施が可能かどうか検討すると、これは半ばの段階。で、漁業につきましては、来年度から実施するというふうな状況になっているものでございます。

現在も検討が続いているものでございまして、今後とも制度の中身は変わるかもしれませんが、その分お含みをいただきましてご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

（小松会長）

はい、ありがとうございます。それでは実績レポートの概要を中心に説明いただきましたし、補足説明もいただきました。ご質問等もあろうかと思っておりますけれども、それぞれの基本方向ごとにご論議をいただく中で、もしございましたらご発言をいただければというふうに扱いをさせていただきます。

それでは、いよいよここで意見交換ということございまして、前段申し上げさせていただきましたように、基本方向1の「多様な担い手が元気に活躍する農業・農村」に係る部分から入ってまいりたいと思っております。

とりわけ事務局からございましたように、レポートの中にございます今後の展開方向というところで、21年度を振り返りながらご提起をいただいている部分がございますので、そこらを中心にいたしまして、それぞれのご専門の立場からご発言をいただければというふうに思います。よろしくひとつお願いたしたいと思います。

お手元の資料に、事前の意見、ご提言をいただいたものもご提出をいただいているところでございまして、資料11ページになりますけれども、森田委員さん、田邊委員さん、平

林委員さんから事前のご提言等をいただいておりますが、この辺から入ってまいりたいと思いますが、いかがでございましょうか。

では最初に、恐縮でございますが、田邊委員さんのほうから、複数ご提起いただいておりますが、少しご発言をしていただければと思いますが。

(田邊委員)

田邊でございます。よろしくお願いをいたします。意見・提言というようなことで3点ほど出ささせていただきました。「多様な担い手が元気に活躍する農業・農村」というような形の中で、やはりこれからの担い手の育成という部分につきましては、もう必要が迫られておると、そんなような感じを受けるところであります。

それともう一つは、指標等、よく順調に推移しているなというふうに見させていただいてますけれども、ここに離農した農家数なんていうのが新しく入ると、本当に担い手が足りておるのかという部分がはっきり見えてくるのではないかなという部分、一つ、提案として入れていただければまたうれしいかなというふうに感じます。

それとあと、各所でいろいろな勉強会等々開かれておるわけですが、農家の実情といたしまして、やはり専門的な分野での勉強会等々を各地で開催をしていただくということが、新しい担い手、また就農者にとって、必要なことなのではないかなと思いますし、やはり農業法人等、新しい人材を求めているところにおいても、やはりある程度専門的に勉強して、即戦力で使える方が一番使いやすい、求めていく人材だと思いますので、その辺も何とかこう考慮して考えていただければうれしいかなというふうに考えております。

ちょっと走りますけれども、先般、宮崎県で発生しました口蹄疫の関係、幸いにも終息したわけでありまして、県の関係、それぞれの関係機関には、対応方策等、周知されていると思うんですが、やはり一般の県民の皆さんにも、長野県に発生した場合にはこんな対応をとるんだよということで、早目に事前に周知をされたほうがよかったんじゃないかなと、そんなようなことを一つ考えておるところでございます。そんなところです。

(小松会長)

はい、ありがとうございます。もう少し、ではご意見をいただいて、本日のところでもし事務局側からご答弁をいただけたところがあればお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。森田先生、いかがですか。

(森田委員)

はい、森田です。一番先に集落営農、それ前に、私は農業生産というものは、今の米1俵、1万2,000円~3,000円ですよ。これは再生産ができないんだから、これを押しつけて、農業生産に取り組み、若者が農業へと言っても、これはしょせん無理な話なんです。これは国の政策なんですけれども。私どもがかつて運動するころは、1万8,300円を切ったら再

生産できませんと、こういう形で長野県から中川さんという米審委員を送り出して、取り組んで、農協も力を入れたけれども、今、農協も本当に力を入れてない、価格保証について。ここをもうちょっとしっかり農協がやるべきです。だって再生産できないものを、やれ、やれと言っていろいろですね、そして足りなければ補助金を出す、今、いろいろ施策がありまですけれども、ここが一番、私は根本でして。農業生産というのは自営業ですよ。自営業ですから、人にかかわって監視されない、そういう自営業で、非常にいい面がありますから。ですから、価格的に生産、再生産ができて、楽しく農業ができて、一定の所得補償。世間レベルの平均的暮らしができる農業の生産ができれば、残っていくんですよ。そこが一番根本だと私は思っています。

したがってここにあります集落営農は、本当に進展しているのか。地域を見ますと、集落営農をやると、確かに3反歩ぐらいしか土地を持っていない人から集落の中にはおります。2町歩持っている人から1町歩の人から、3反歩、4反歩、5反歩という人もおりますから、それを取りまとめて大きな人がやっていくということになると、荷物がみんなその先進的に取り組む人のところへ行ってしまふんですね、いろいろ。いつ幾日に何をやるから出てきてください、一緒に共同消毒します、共同の何とか何とかをするというようなことは、全部、その主体になってやる人のところへ荷物が行ってしまいますから、途中で退廃されていってしまうんです、現実。その先に立ってやる人が嫌になってしまうわけです、負担が大きくて。ですからそこら辺が現実の長野県の場合、一生懸命やる、集落営農をやれば補てんをされると、みんなそういうやつがあるんですけども、現実、そこら辺はちょっとお聞きをしておきたいと思えます、一つ。

ですからそういう課題がありますから、やっぱり一番の問題は、価格保証と申しますよりは、自然体でも価格が一定のもので売れると。例えば米だったら、最低でも1万6,000円で売れなかったら、再生産できるはずがないんですから、絶対に。そこら辺が私は一番問題だと思っていますので、これからそれをどういう運動を進めていくか、県としてそれをどういうふう具体的に進めるかという課題だと思っています。

(小松会長)

農業者、農業団体関連の委員さんのほうで、ほかにご審議がございましたら。担い手の生活に言及されたご提起もいただいておりますが、平林さん、いかがですか。

(平林委員)

平林でございます。就農者についてですが、このことについては、さまざまな分野できめ細かな対策がとられていて、22年度からの新たな取組もされている中、40歳未満の新規就農者の確保状況は年々増加の傾向にあり、大変喜ばしいことではあります。新規就農者の就農支援関連資金に、無利子の制度、貸し付け、助成金の交付があるわけですが、その対象として、新規就農者が取得する機械や施設導入経費への助成があるものの、住宅関

係資金や生活支援に対しては対象となっております。幸いにも22年度には、長野県担い手育成基金に住宅関連の支援が再開したと伺いました。就農してからの支援対策がいろいろとられているわけですが、まずは安心して就農しやすい環境を整えるための対策が重要かと思われまます。農業の場合、就農して即収入につながらない実情を考慮して、軌道に乗るまでの生活支援の充実を検討していただきたいと思ひます。

それからもう一つ、農家子弟の新規就農の場合、他の就農者に比べて、経営基盤や設備等、比較的條件が整っている環境にある場合が多いと思ひます。他の新規就農者に比べて経費がかからない分、この農家子弟への就農対策をもう少し強化すれば、新規就農者の確保に向けてはより近道かと思ひますので、この点の検討をお願いしたいと思ひます。以上です。

(小松会長)

はい、基本方向1につきまして、ほかにももしございましたらお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。それではこの担い手確保につきまして、指標においても一定の前進が確保されているとこういう状況の中にございますけれども。田邊さんのほうから担い手確保について、足し算の部分ではなくて引き算の部分も見ながらというご提起をいただきました。それから即戦力の就農者の確保への努力、それから関連をいたしまして、集落営農の現況と今後というところが森田委員さんからございましたし、それから平林委員さんのほうからは、生活と申しますか、住宅・生活資金の確保が、当面、収入がない中では難しいから、その間の支援をとということによって、新規就農の皆さん方が安心していそしめる。加えて農家子弟の皆さん方につきましては、もっと対応を強化すれば、担い手をもっと確保できるのではないかと、こんなご提案をいただいたところでございます。

これが大体一つのグループになるかなというふうには思っておりますし、それから所得補償の制度は、国の制度に強く関係してくるということでございまして、森田委員さんからご発言がございました。それから3つ目は、口蹄疫について、県民への情報の適時、的確な発信をというふうなご提起をいただいたところでございまして、それぞれ、本日の意見は、今後の中に生かしていくということでございます。今日時点でお考え等、述べられる部分のございましたら、事務局のほうからお話をいただければと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(森田委員から「もう1点だけ」という声あり)

はい。

(森田委員)

私の地域をこうずっと見ても、せつかく柵を張ってナシをつくられておる。あるいはリンゴ園の成木園がある。その中で、高齢化になってしまってもうできないから廃園になっていく。新規の、IターンでもUターンでもいいですけども、そういう人たちが来れば、

すぐその年から収入が上がるわけです。苗を植えて棚を張って、これから生産費をうんとかけるのではなくて、即、その年に収入が上がる。ですから、これはうんと宣伝して進める必要があるのではないかと思います。

この間、一つ照会がありまして、高森町でしたが、私も行って、どっちを選択するという場合に、やっぱり都会から来た人、54歳の人なんですよ。それが、新しく立派な、南信農試で育成した新しい品種を植えた木は、これからなるまでに2～3年かかると。そうしたら、廃園になるところがあったら、そっちを選択したんです。それはどういうことかという、54歳にもなっていますから、もう即収入の上がるほうを選択したと。もう10年もたったら、はるかにこっちの新しく植えた、まし野という松川町のほうの園のほうが私から見ればいいと思うんですけど、本人はそっちを選択した。それは、即もう今年から収入が上がり、そういうことですから。そういう園があちこちに見られますから、そういう指導を、IターンでもUターンでもいいんですが、やることによって、生産費をかけなくて即、だからそういうお家はSSも持っていますから、これも機械も全部使ってくださいよと大体そういうふうになりますから、その指導と宣伝をやっていただくことが非常に効果的だと思っています。

(小松会長)

それでは今のご発言は、果樹園、園地の流動化なり集積ということでございますので、現状の動きとか今後の方向性について、もし今日、ご答弁いただければお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。どうぞ、藤原課長さん。

(事務局：藤原農村振興課長)

担い手の関係で何点かお話、話題になったわけでありまして、最初に田邊委員さんからありました、離農した農家数の調査といいますか、指標というふうなお話があったわけでありまして、現在、離農の数ということではとらえてはおりませんので、今後、近々、2010年のセンサスが発表になってくるかと思っておりますので、それらを参考にしながら、うまくその拾える、指標になるような数字になるかどうか、またよく検討させていただければというふうに思います。

それからあと就農に向けての研修、勉強会というふうなお話があったわけですが、現在では農業改良普及センター、それから農業大学校の研修部あたりを中心にしまして、いろいろな講座をやったり研修を進めているところでありまして、特に今年度では、農業大学校の研修部の体制を再編成をさせていただきながら、いろいろな研修のカリキュラムを組みかえをして、就農、特に農業法人等へ就職をする、雇用されて農業につく、そんな皆さんたちに対して、基礎的な技術なり、機械等の使い方なりを習得していただくような研修のカリキュラムを新しく組んだところであります。

それから今の研修の中では、今年度、国等の雇用事業等も含めまして、農家へ直接入っ

て研修をやる、それに対する資金支援等の事業にも取り組みながら、その即戦力で就農できるような皆さんたちの育成を進めている、そういう研修を通じながら、そのまま法人等へ就職していただければいいかなと、そのような思いでいろいろな事業を進めているところでもあります。

あと森田委員さんのほうから、集落営農という話がありましたけれども、ご指摘をいただいたとおり、集落営農、各地区で水田を中心に非常に長野県内でも多くなってきて、資料にお示しのとおり、300を超える集落営農があるとこんな状況になっているところでもありますけれども、そういう中でも、やっぱりリーダーの皆さんたちに対する負担が大きくなっているなというのは、どこも共通して感じる場所でありまして、その辺の経営改善であったり、集落営農の運営の仕方等々につきましては、いろいろな機関といいますか、担い手育成総合支援協議会等々を通じる中で、専門家の皆さんに入っていて、いろいろな経営改善の指導だとか、運営のあり方の指導等々をさせていただいているところがございます。

またいろいろな情報等につきましても、できるだけスムーズに流れるようにしながら、集落営農、必要なことはお互いに理解ができていますので、健全な経営をしながらと、こんなふうに考えている場所でもありますし、中には一、二、事例が出始めてきていますのは、新規の就農者の皆さんが、自分の経営をある程度新しくやりながら、それを補完するというような意味も含めて、集落営農のオペレーター等になって活躍をいただいている事例も出てきていますので、これからにつきましても、そんな部分での推進もあわせて図っていければなと、こんなふうに考えている場所でもあります。

それから就農者に対する支援というようなことで、特に生活支援というようなお話があったわけですが、ご指摘をいただきましたように、一時、担い手育成基金のほうの運営状況もちょっと心配な時期もあったものですから、減額等させていただいた時代もあったわけでもありますけれども、現在、当初に戻しまして、就農のために研修をしている皆さんに、1年間ではありますけれども、毎月4万円の生活資金を支給すると、そんな制度を動かしている場所でもありますし、また住宅、それから機械・施設等の導入に対しましても、国の事業等々活用をしながら、担い手育成基金でも資金等を含めて支援をさせていただいている場所でもあります。

農家子弟の皆さんに対しましては、一時、担い手育成基金が、非常に資金が豊富であったころ、若干の支援をさせていただいた経過もあったわけですが、金融危機に端を発した担い手育成基金の運営が厳しくなったという時点で、農家子弟の皆さんへの部分は途絶えている部分もあるわけでもありますけれども、特に農家子弟の皆さん方には、地域の中で、普及センター、それから市町村、農業委員会、JA等、協力する中で、プロジェクト協議会的なものを現地のほうへつくりまして、いろいろな面で相談に乗ったり、いろいろな技術指導をしたりと、そんなことで支援をさせていただいているのが現状でございます。私のほうからは以上でございます。

(小松会長)

では小林課長さん、お願いします。

(事務局：小林園芸畜産課長)

園芸畜産課長の小林でございます。よろしく申し上げます。私のほうから最初に、田邊委員さんのほうから口蹄疫のお話がありました。今回は宮崎県の発生ということで、私どもの情報提供につきましても、人には感染しないということもありまして、とにかく畜産農家に頻繁に情報を提供して、防疫対策を行ってもらおうというのを最優先してやらせていただきました。おっしゃられるように、宮崎の例もあるように、この対策については、消毒についても、一般県民の方のご協力も得ていく必要がありますので、今後は、今までも広報等も利用して一般県民の方にも情報は出していたんですけれども、さらに県の広報とか活用しながら、情報を出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それともう1点、森田委員さんのほうから、ナシ棚等、即収入が上がる方策をとということなんですけれども、果樹が非常にこのところ落ち込んでいるわけですが、その理由の一つには、農地の上に樹体があったり棚があったりするという、そういうのをだれかに引き継ぐ場合、なかなかうまくいかないという問題がございまして、ナシ棚がすぐ使えるということであれば、すぐ担い手が入って活用いただけるという形になるかと思えます。ただその場合に、なかなかそういう情報が農家の方に、あそここういうものがあるというような情報体制がまだまだうまく一元化されていないというような問題もありますし、また受け渡し、そういう園地を担い手、例えば担い手とか新しく入りたいという人たちに受け渡しする中間的組織、こういったものも重要かと思ひまして、現在、部の中でチームをつくって、そこら辺の仕組みをうまくいかないものかということで検討させてもらっているところでございます。今後、できるだけ担い手の方が即入っていけるような条件をつくっていききたいと思っております。よろしく申し上げます。

(小松会長)

はい、ありがとうございました。森田委員さん、所得補償のお話は伺いしておいたほうがよろしいですかね。大事な視点でございますから、所得補償・・・

(森田委員)

それはいい、価格・・・

(小松会長)

価格保証ですね。

(森田委員)

価格。再生産できないものは、いくら説得したって、入ってくる人はないんですよ。だから製品価格が問題になると思います。

(小松会長)

はい、わかりました。それでは基本目標1について、ほかに何かございましたらお願いしたいと思います。それではお願いいたします、佐々木先生。

(佐々木委員)

大体、今、お話があったことと同じことなんでありますけれども、担い手につきましては、このレポートにも書いてありますが、多様な人材を農業に呼び込むというのが基本になるんだろーと思います。なかなか、今、農村にいる人たちだけで、農地、農業を守りきれないなというふうな感じがいたします。そのときに一つポイントになるんだろーかなと思いますのは、マッチングですね。やりたい人がいると。それから貸したい人もいると。だけど、今、お話がありましたように、なかなかそのマッチングがうまくいかない。借りたい人がいても情報がないというのが一つありますし、もう一つ、借りたいんだけどなかなか思うような形にならない、借りたいような、あるいは使いたいような形に整えてやるというようなところも大事になってくるのかなというふうな感じがいたしますので、放棄地等が出てきたときに、何とかまとめて、借りやすいような形、あるいは使いやすいような形になるような仕組みができないものかなというふうな感じがいたします。

それから集落営農につきましても、やっぱり高齢化が進んでいる中で、あるいは特に中山間地などにおきましては、なかなか個別でやっていくというのは、ますます難しくなっていくんだろーと思うんですね。いろいろそれぞれサポートしながらやっていくという体制が必要だと思っておりますので、そうなってくるとこの集落営農というのは、一つ大きな仕組みになるのかなというふうに思います。政策が変わりまして、戸別補償になって、集落営農ということが少しインセンティブが落ちているようなところはあるらしいんですが、その政策云々よりも、これからの地域を守っていく仕組みとして大事なんじゃないかなというふうな感じがしております。

ただ、先ほどもお話がありましたように、実際に運営になるとやっぱり大変なところもありますので、これも先ほど県のほうからお話がありましたように、やっぱり担い手を呼び込むといえますか、そういう一つの受け皿みたいな形で機能させていくと、地域の人たちだけではなかなか大変なところは、新しい人材の人に、そこをこう、うまくそこで働きやすいような仕組みを提供する一つの場として集落営農を位置づけていくとか、少しその辺のところも、外からの人材を活用する、そういうような視点も入れていくことで、また集落営農も活性化していくんじゃないかなというふうな感じがしております。以上です。

(小松会長)

はい、ありがとうございました。これは佐々木委員さん、ご提言ということで受けとめさせていただいてよろしゅうございますか。はい、では堀委員さん、お願いいたします。

(堀委員)

現在、活力があってお金のとれている長野県の農業の産地というと、やはり高原野菜の産地、特に八ヶ岳を中心とした高原野菜の産地というのが、ある程度専門というか、後継者が育っている産地であろうと思います。その農業を見ていく中で、現在、外国人労働者に支えられているという実情から目を放せないわけであります。現在、野辺山というか、八ヶ岳だけでも約500人～1,000人くらい入っているかと思います。昔はこれが学生のアルバイト、今、学生のアルバイト、農業でやる人が少なくなって、まさにいなくなってきている中で、外国人研修生がとってかわってきているという実情の中で、今、中国がこれだけ発展をしてきている。そうした中で、今後、これから先もこの外国人研修生をきちんと日本へ連れて来れるのかどうかということが、この専門農家を確保していくのに、非常に重要な点になってくるんだと思います。

そこら辺等の、例えば5年先になって、慌てて、外国人研修者が来なくなってしまったと、農業生産額が半分になってしまう。ではどうするんだと、そこで慌てないように、今から長期的なことも考えたこの企業農業としての、今、成り立っている農業の先行きについて、県はどういうふうに考えて、どういう施策をとっているのか等もお聞かせいただければと思います。

(小松会長)

はい、ありがとうございました。それではどなたか県でいかがでしょうか。それでは農政部長、お願いします。

(萩原農政部長)

私のほうから、今、堀委員さんがおっしゃられました、現在、大規模農業経営の中で、外国人研修生に頑張らせていただいているということなんですが、確かに委員さんおっしゃられましたとおり、中国が、今、これだけ発展をしてきている中で、5年、10年という長期のスパンの中で確保できるのかどうかということについては、確かにクエスチョンマークというふうに思います。これはいわゆる国の単純労働の日本に対する、日本に導入するか否かという一つの大きな国の施策ということとも当然関係してくるわけですが、とりあえず現在の国の施策がそのまま継続されたという前提条件で考えますと、長野県も今おっしゃられたとおり、今から考えておかないと間に合わないというふうに思います。

現実には日本の中を見ますと、長野県と同じような、特に高原野菜地域と同じような経営

規模を持ちながらも、機械力とかというもので対応している産地もないわけではないので、こういったところを含めて、我々としても研究しながら、確かに人間の5本指で定植するより機械のほうが落ちるといようなことはあるかもしれませんが、ここら辺は、例えば、今、野菜の約6割近いものは業務用で使われているわけでございますので、こういったものに対する供給等については、必ずしも5本指でなくても機械でもいいたろうというようなことを含めまして、研究していく当然必要性があろうというふうに思っていますし、少しずつその方向の研究はしております。

ただ、今、申し上げましたように、国全体の単純労働の日本への導入、これは日本の労働人口がますます減っていく中で、日本全体としてこれから、この労働力問題というのはどう考えるということにも、それにも大きく影響される問題でございますので、そんな動向を見ながら、さりとてより効率的な生産をしていくためにはどうするかということで、一つは機械と、それから作物の、例えばレタス一辺倒でいいのかとか、品目を組み合わせることも必要ではないのか、そういったことも含めて研究をさせていただきたいなと思っている最中です。

(小松会長)

いいですか、はい。それでは、そろそろどうも基本方向2の中にご議論も入ってきそうな気配になってきておりますので、とりあえず基本方向1はここで一段落させていただきまして・・・、はい、それでは織田さん、お願いします。

(織田委員)

ちょっと今のところなんですけどね、今のこういう農業の話というのは、ほとんど一つの家、家族農業というところを基本的なような考え方があって、こんな方向が出されているのかなというふうにちょっと消費者として思うんですね。今、農業ビジネスというふうに、Aコープもありますけれども、そのあたり、マスコミの、先ほどの課長さんの話からも、農業をビジネスとして、今、いろいろな企業の方たちが入っていますよね。バイオの技術を活用したりとか水耕栽培とかっていうのも、これからのやっぱり担い手の一つとして、長野県のほうの積極的な応援とか、そういうのはしていく考えなんでしょうか。

(小松会長)

はい、それではどなたか。

(事務局：小林園芸畜産課長)

家族経営以外にも、特に園芸作物等については、付加価値をつけて施設化したり、経営を家族経営でありながらもさらに高度化して所得を上げていくということは今でもやっているんですけれども。それは今後もさらに力を入れてやっていくという考え方でいます。

(小松会長)

いいですか、はい、それでは藤原課長さん。

(事務局：藤原農村振興課長)

すみません、今の個別経営のほかに、ほかの経営形態をどうしていくかというような考え方を尋ねられているのではないかなというふうに思いますけれども、先ほどから話が出ていますように法人の形態も相当数育ってきているわけですし、それに加えて一般企業が農業へ進出をしてきている、農業を始めるという事例も、県内でも多く見られるようになってきています。

それらにつきまして、県の基本的な考え方というふうになるわけですが、地域の農業をしっかり維持をして、また地域の活性化に結びつけていくと、こんな観点から見て、地域の中でしっかり溶け込んで、何ていいますかね、地域の中で孤立しないような、また実際そこで農業をやっている農家の皆さんたちの妨害にならないような、そんな内容、協定等が地域の中で結ばれる、そんな約束ができる企業であれば、積極的に参入をしていただいて、地域の活性化に、また農業振興に活躍していただければいいのかなと、そんな考え方で進めているところであります。

先ほどの佐々木委員さんのお話にもありましたけれども、農地の流動化等々につきましても、農地法だとか経営基盤強化法が今年の冬変わり、新しい制度といたしますか、事業が創設されて、農地の利用集積等につきましても、円滑化事業というようなことで、新しい事業の中で、今、それぞれ市町村の皆さん方のほうで、それぞれ基本方針を立てていただきながら進み始めているところであります。

そういう中では、白紙委任、農地を地域の中、その円滑化団体の皆さんたちのところで、だれだれの農地というふう集積をしていただいたのを、条件を、その円滑化団体の皆さんが必要な人にきちんと整理をして、集積をしながら貸し付けていくというような、そんな新しい制度もできたものですから、それらについては、多分、この冬あたり以降、それぞれ地域の中で動き出してくるんだろうなというふうに思っていますけれども、こんな面での農地の利用集積、遊休農地の荒廃化の防止等につなげていければなということで期待をしているところであります。

(小松会長)

織田さん、いかがでしょうか。

(織田委員)

ちょっと一つ、条件をとということをおっしゃっていただきましたので、新しい農業政策といたしますか、新しい農業の担い手をつくっていくには、その条件というものが問題になると思うんですね。新しいその担い手をもしこれから推進していこうとなさるなら、その条件の緩和というのは多分必要になっていっしょる、土地だけじゃなくて、これからは

その企業の持っている土地を利用してだけで農産物をつくるという形になるようなものですから、その地域に溶け込むという農業ではなくなってくるのではないかなというふうにちょっと考えていまして、ただ、それがいいかどうかはちょっと別問題。議論はちょっと後回しにしまして、そのあたりを県としてやっぱり対応策を考えていったほうがいいんじゃないかなというふうに、これも早目早目の考え方をしていただけたらというふうに思っていますので。たくさんのお手というの、農業の土地だけの問題ではないというふうに考えていますのでお願いいたします。

(小松会長)

それではご意見として伺いしておくということでよろしいですか、はい。

それでは基本方向2に入りまして、「競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村」というところに入ってまいります、こちらについて、ご発言をいただきたいと思っております。はい、では小松委員さん、お願いいたします。

(小松勝文委員)

小松であります。私は下伊那、愛知県境の屋神温泉を地域に持つところから来ておるんですが、典型的な山間へき地農業地です。高齢化率も歯止めがかかりませんで、非常に高い高齢化率を誇ってまして、遊休荒廃地も年々もう歯止めがかからないと、拡大にですね。そんなところで、その高齢者の皆さんをどういふふうに生きがいを持って農業と結びつけていくかということと、農産加工ですね、で、高付加価値化を図る。この2点で地域を活性化していくことが一番、今、手っ取り早いんじゃないかというふうにいつも考えておられて、高齢者の皆さんというのは、私のところの70代、80代も特にそうですが、農業に対してはだれにも負けないと、そんな自負、自信もありますし、歴史もありますし、経験も豊富です。知識もあります。そんな皆さんを、先ほどから話が出ております集落営農も含めまして、その人たちの生きがい農業として、生きがいと農業を結びつけて、その人たちが生き生きとその遊休荒廃地を活用して生きていくと。長野県でももちろん条件のいいところの農地の活性化も重要なんですが、長野県は、山間へき地農業、大変広い範囲にわたってあるわけですから、こういったところをぜひ積極的な施策を打っていただきたいなと思うわけでありまして。

あと、そういった農産加工と結びつけまして、中山間農業の高付加価値化を図るということだと思っております。私は、この場に出させていただいておるのは、10年間やってきました、長野県の加工グループの皆さんで組織しました「ふるさと信州味ネット」というのは10年継続してきました。当初は70グループ、全県下で、女性の加工あるいは販売グループの皆さんが主体なんです、で組織づくりをしまして、残念ながら今年、役割は終わったということで閉める総会をやりまして、組織を閉じました。これはそれなりの理由もありますし、意義もあって、役割は終わったわけでありまして、各地域に、飯田・下伊那も

南信州特産開発加工連絡協議会というのがあります、もうこれ20年の歴史を持っております。特に長野県の農産加工というのは、全国でもトップレベルの歴史と技術を誇っているというふうに私は思っておりますし、その中でも飯田・下伊那の農産加工の技術というのは、最たるトップレベルだと思っております。そんなグループの皆さんが、今、20グループほど加盟していると思うんですが、南信州特産開発加工連絡協議会というのがあります、毎年、保健所の指導をいただく講演会ですとか、技術レベルを上げる技術指導会ですとか、視察研修なんか積極的に行っております、先ほど説明にありましたように、今、長野県の加工グループは238というように表示されておりますけれども、あまり減っていないという、高齢化が進んでおまして、若干減っているという説明もいただきましたが、飯田・下伊那では、むしろ増えているんじゃないかというふうに私は思っています。大きいところと小さいところというのは、格差が非常に大きいわけですね。そんなものも味ネットを閉める一つの理由としてありました。しかし、大きいところほど若い人を育てて企業化しているんですね。

今までの加工グループの変遷を見ますと、やっぱり伝統食、郷土食の掘り起こしを原点に始まった農産加工なんですね。しかしそこから脱皮するには、やっぱり若い人たちを育成して、その組織を継続していくと。それによって新しい農産加工品、その地域に合った、その地域の農産物を使った特産加工品を掘り起こしていくということで、商品の数も増えるということで、その辺のところをぜひ積極的に県としても取り組んで、今までもやっていたいておりますが、より積極的に取り組んでいただきたいなということ、高齢者の生きがい、それから農産加工による高付加価値化と含めまして、お願いをしたいというふうに思っております。

(小松会長)

はい、ありがとうございます。事前のご提言の中で、ただいまの小松委員さんとの関連もあろうかと思っておりますけれども。伝統野菜にかかわるご提言を原さんのほうでご提言いただいておりますので、補強していただければと思っておりますけれども、お願いします。

(原委員)

原です。よろしく申し上げます。今、小松委員さんがおっしゃったように、やはり伝統野菜というのは、意外と小さい集落とか農山村にあるんですね。その生産者がだんだん高齢化しているということで、伝統野菜の認定というのは、このレポートを見ますと、もう計画を上回っているようなことで認定されているんですが、それも付加価値がかかって、それが一つの産地づくりになったり、産地から発信ということで、京野菜とまではいかないんですけど、もっともっとPRをしていく必要があると思うんですね。

それで、地域が守って、地域で次の代へ継承していくものということは必要なんです、後継者を育成する中で、やはり幼児から小さい子どもさん、みんな一緒になってそれを進

めていく必要があると思うんです。だれが守っていかなければいけないかというときに、小さいときの味が後まで一生受け継がれるものですから、そんなことで後継者の育成も考えたときに、学校給食、いろいろなところでこう周知してやっていかなければいけない。

それでまた、その野菜については、やはり食べ方というのが一番重要視されますので、その食べ方なども全国へ発信していく必要がある。また内に向けては、みんなで需要を高めていくことも必要であるし、県外に向けては、さっきも申し上げたように、京野菜のようにいろいろな食べ方等を工夫しながら、こんないい物が信州の何々野菜ということで発信していかなければいけない。

そして、また何よりもつくっている人たちが生きがいを持つためには、やはり県下の連携プレーが大事だと思うんですね。いろいろなことを共有しながらみんなで元気を出していくということが必要だと思うんです。今後の発展につながるための連携というのは、やはりいろいろな会を持つとか、そんなことが必要であるけれども、県の段階の中で、そのかなめになって進めてもらうことが必要かなと思うんです。

その伝統野菜に付加価値がかかることによって、また次の人がつくって採算が合うということになれば、また後継者も意外と出てくるのではないかということも含めまして、もっと連携プレー、それからつくる人の意欲を高めることが何よりも必要だと思っています。以上です。

(小松会長)

はい、ありがとうございます。それでは和田委員さん、お願いします。

(和田委員)

同じように関連しているんですけども、地産地消ということで、長野県も早くから取り組んでいただき、学校給食などで食材を活用するというは取り組まれてきて広がってきているんですけども、もっと広く、一般の消費者に対しても地産地消の考え方、今の伝統の野菜とか、それからその食べ方、また伝統野菜も新しい食べ方も含めて、いろいろな外食産業や旅館とか、そういうところも含めてぜひ広めてほしいということと、観光にみえる皆さんだけでなく、もっと県内で、各地でそういう物があるということ、長野県の県民自身ももっと認知をしていくということがあっていいのではないかというふうに、私は思っています。そういう点では、学校給食で食材を活用する工夫、努力をほかの分野にも広げていただきたいというふうに思いますので、申し上げたいと思います。

伝統野菜のことでいうと、認定がどんどんと進められてきているんですけども、あるということはわかっているけれども、それが、つくるところに限られていると。ニーズが高まってくれば、それはもっと作付けられるのだらうと思いますけれども、それはあくまでやはりその地域限定ということであって、今、いろいろ偽装とかさまざまな問題がありますが、そういうところに踏み込まない、やっぱりここはここで守るんだという、そう

いうあり方ということも非常に大事かと思しますので、ぜひこの伝統を守るという視点からも、改めて県も支援をしていただきたいというふうに思っています。

(小松会長)

はい、ありがとうございます。はい、では堀委員さん、お願いいたします。

(堀委員)

地産地消の推進というのは、確かに重要なことではあるかと思うところですが、私はそれだけでは、長野県農業のこの活力というのは生まれてこないのではないかというふうに、流通のほうから見た感じとして考えております。本来、長野県農業というのは、この素晴らしい特色ある気候、それと風土、そして高い技術を持って、大都市のマーケットから、全国的なマーケットから注目されてきた産地でございます。そして、全国へそれを出荷して外貨を獲得して拡大してきたというのが長野県農業の姿でありまして。多分、長野県農産物の8割ぐらい、野菜は県外へ出荷して外貨を獲得してきた、そして活力を生んできたというのが姿であろうかと思っておりますので、もう一度、今、長野県、確かに10年、20年前と比べると、非常に全国の量販店あるいはマーケットから見て、注目度というか、そういうものが薄れてきているというのが、今、現状ではないかと思っております。ここでやはり次の一手、さすが長野県だというような一手をそろそろ打ってこないと、ますます注目度が、北海道なり東北に持っていかれると。そうしないと、この先ほどの計画の数字の3,000億円ですか、2,800億円なり3,000億円、これというのを達成できないというか、ますます減少の方向につながってくるのではないかと考えております。ぜひもう一度マーケットから注目されるような次の一手を、ぜひこら辺のところで打ち出していきたいなというふうに考えております。

それともう1点であります、生産拡大をもう少し、総合的農業供給基地としての確立を進めてほしいということ、もう何年も前からこの会議の中で話をしております。一時期、やはり高原野菜の白菜、レタス、キャベツだけでは、今、消費は多様化をしておりますので、レタスをたくさんつくってもレタスばかり食べませんので、ただ、たくさんつくれば価格が下がっていただけであります。それに向けては、いろいろな物をたくさんつくっていった価格をとっていくという施策が必要でありまして、それに向けて、やはりその主力品目からブロッコリーに変わったり、あるいはアスパラを増やそうとか、そういう施策を何年も前から打ち出してやってきました。そしてブロッコリーなどは、全国から一時期注目を集めたんですけど、今は逆に北海道に取ってかわられて、長野県は産地じゃない、北海道だという方向に、長野県が注目されてきたのに北海道に変わってしまいました。アスパラも長野県が産地だというのが、今、東北・北海道に変わってきている。地元の消費者へも、北海道から入れてこなければ、消費者のニーズに間に合わない状況にあるわけでございまして、ぜひこら辺に向けて、なぜそういうことを進めていこうという

方向にあるのにどうして進んでいかないのか、何が問題なのか、もう少し具体的にこうきちんと検証をしながら進めていかないと、この農業の活性化というか、数字をつくっていくというのは難しいのではないかと、そういうふうを考えております。よろしく願いいたします。

(小松会長)

はい、ありがとうございます。はい、それでは森田委員さん。

(森田委員)

今の堀委員さんの意見に、私も全く同感なんです。長野県の産物というのは、昼と夜の温度差がうんと大きいですから、青果物の日持ちがうんといいという評判なんです。私も現実にもそう思っています。味からいくと、南のほうでつくった物の方が味はいいわけで、リンゴでも九州でつくったリンゴが一番おいしい。北海道が一番まずいんだけど、日持ちは北海道のリンゴが一番日持ちがいい。そういうことからいきますと、信州のリンゴというのは、両道で、日持ちがよくて味がまあまあいいということですから、今の堀委員さんのご意見というのは、長野県の産物というのは、非常に、こういう高冷地なんかでは特に日持ちがいいですから、野菜なんか特に鮮度が落ちていかないという、そういうことがありますから、市場でも評判がいいはずですよ。

かつて、私、大鹿村で、長野県の普及改良センターの皆さんと一緒に、ぜひ大鹿村で何かやろうじゃないかと、みんな集まってもらって、20人集まってくれて、そのときにキュウリとパセリを始めたんです。そうしたら、もう市場からすぐ飛んできて、何でこんなパセリをつくってしまったんだと、品種が悪かったわけです。ところが市場ではものすごくいいと、品種は悪いんだけど、大鹿村のパセリならということで、すぐ市場から飛んできたくらい。それでキュウリは、始めた人たちが数人だったんですけども、大鹿村が一番所得が、農業所得が上がったトップはキュウリづくりだったというようなことが現実ありました。ですから、中山間地はそういう地域です。そういう野菜づくりを、高齢になってきた農家、大規模でなくても小規模でも、そういう指導をぜひ今後進めていっていただきたいなと思います。

イチゴの問題がこの基本の資料に出ていました。大鹿村でイチゴを始めました。これは、ああいう地域の高冷地のイチゴですから、これからつくって、クリスマスを中心にして販売するわけです。かつて、四国の一番高い高原でイチゴをつくって、現場を見に行ってきたんですが、なぜここでイチゴをつくるのかといたら、やっぱりそこでつくるイチゴは、平地ではだめであって、クリスマス等々に出すイチゴをつくるんだとこう言っていましたので、やはり長野県のこういう高冷地、昼夜の温度差のあるところでの野菜づくりをどういうふうに工夫していくか。それで地域のそういう、10人でも15人でもあるいは5人でも集まって集団的にそういう物をつくるという指導を、ぜひこれから農政部のほうでも進め

ていただくと、非常に効果があるかなと。今の堀委員さんの話に相応してそう思いましたので、今後、ご検討をいただきたいと思います。

(小松会長)

今、堀委員さんに続きまして森田委員さんのほうからもご発言がございましたが、関連ということでございますが、小山委員さん、いかがでございましょうか。

(小山委員)

ちょっと突然のご指名で、関連ということではなかなかあれなんですけれども。ふだん私どもも販売をする立場で、特に最近感じているのは、非常に経済が停滞している中で、若い主婦の皆さんが自宅でやはり料理をする機会を増やしてきているということですね。自炊するというか、家で材料を買ってきて調理することは、非常に経済的でもあり、また健康にもいいということに気づき始めていると思うんですね。ちょっと前までは、簡単に外で済ませてしまったり、もしくは、私どもも販売をしているんですけれども、惣菜のようなできあいの物を買ってきて食事を済ませるといようなことが非常にこう一時期盛り上がっていたんですけれども、ここへ来て非常に、世界的に経済がこう縮小してくる中で、これは日本だけのことではなくて、アメリカなんかでも、健康という側面から見ても、肉食傾向というものが全世界的に強まっているというか、高まっていると思うんですね。そうしたときに一番問題なのは何かということと、我々のような小売業者の店頭で一番お客様が求められているのは何かということ、やっぱり食べ方なんです。どうやって調理したら、それをおいしく、十分な栄養を摂取して、しかも簡単に調理ができるかというようなところが非常に情報として求められているということ。

全体からすればこういった県の施策も含めて、生産者側に立った施策が多いと思うんですけれども、実際に、先ほどちょっとほかの委員の方からも出た地産地消もそうですし、県外への販売ということにおいても、やはりこうすればおいしく食べられて健康にもいいんだというようなポイントのところ、一つのブランド化というか、やはり長野県の野菜というのは本当にいいねというふうにつながるようなPR、また生産というように、今後の中では非常に重要なのではないかなというようにも思いますし、核家族化と言われて久しいわけですが、なかなかおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に若い夫婦が住まない。また、若夫婦は若夫婦で子どもが小さいころから共働きで外へ出ずっぱりで、ちっともその、先ほどから出ている伝統の食品だとか食べ方なんていうものが、伝わっていない、継承していかない時代背景というものが存在しているわけで、ちょうど先週、お盆があったわけですが、おやきなんかは非常に、おやきの作り方を、ちょっとうちで働いているパートさんに、こうやって作るんだよというのをコピーして置くだけで、飛ぶようにそのコピーが持っていかれてしまう。で、実際に丸ナスだとかおやきの粉、ミックスが品切れするほど店頭で売ってしまう。地元でさえもそういう現象がやっ

ぱりあるんですね。おやきなんかはもう、今、全国区になってきていますから、非常にそういう関心が高い中で、ある意味非常にチャンスではないかなと、これも、長野県以外におやきというのはありませんから、そういうことも県としては非常にPRのポイントとしても、考えていくこともいいんじゃないかなというふうに思います。

いずれにせよ、今、マーケットが求めているのは、非常にリーズナブル、経済的に、また環境にもよくて体にもいいというようなところが求められているところだというふうに思いますので、参考になれば是非よろしく願いたいなというふうに思います。以上です。

(小松会長)

はい、ありがとうございました。原さん、よろしいですか、はい、どうぞ。

(原委員)

私、昨年から質問しておきましたおもてなしの面で、長野県は、景観がごちそうと言われるけれども、旬のおいしさを食べてもらいたいということで、私も少しお家で家庭菜園とか家庭果樹も少しあるんですけれども、やはり完熟した物を自分で食べるというのは本当においしい。そんな中で、信州を訪れた人においしい物を食べてもらいたい。そんな意味から、今、県外の話はいっぱい出ましたけれども、やっぱり訪れた人にもおいしく食べてもらいたいということから、旅館とかホテルとかで対応ができないかということをお聞きしていたんですが、昨年12月にいただいた資料の中にも、大分進められているようなことが書いてありました。

それからまた、このごろ手引きというのを少し抜粋して県のほうから送っていただいたんですけれども、やはり地産地消から、ホテル、それから旅館とか、それから学校給食に連携を結んでいくのは、なかなか、コーディネーターの人も大変だと思うんですけれども、やはり県の行政としてしっかり情報を送りながら、連携して進めてもらいたいなと思います。それで信州へ来て、旬のおいしさを味わってもらいたい。そんな対応をもっともっと進めていただきたいと思っています。これは希望です。以上です。

(小松会長)

はい、ありがとうございました。大分どうも進行がまずくて、時間が大分押してまいっておりますが。ではこの辺で、ただいまの基本方向2につきまして、地域の特産、地域資源を生かした、地域の活性化に資するような伝統野菜なり地産地消、そこにももちろん食べ方の伝承のお話もございましたので、この辺について、もしコメントがございましたら、加工のことも含めて願いたいと思います。

それからもう一つは、堀委員さん、森田委員さん、あるいは小山委員さんのほうからございましたように、長野県はかつて、かつてといえますか、今も園芸王国とこういふこと

でございますが、ここをしっかりとやらなければいけないということで、県外へどんどん情報の発信と供給をしながら、やはり所得を得ていかなければ元気が出ないという観点がございまして、先ほどアスパラ、ブロッコリーのお話もございましたが、アスパラの生産拡大も大きな目標を掲げていただいております、現時点での評価はそれぞれあるわけですが、その辺のところについて、今後の展開の中で、とりわけどこをどう補強しなければいけないのかなというようなことがございましたら、お願いしたいと思えます。大きく、では2つくらいにこう分けて、現時点でもしお話しできる部分がありましたら、事務局のほうでお願いしたいと思います。

(事務局：赤羽農産物マーケティング室長)

マーケティング室長の赤羽です。よろしく申し上げます。最初、小松委員さんのほうから農産加工の話をしていただきました。最初に味ネットにつきましては、10年続けてきた中で、それぞれの役割が終わったということでこのたび解散したわけですが、やはり10年前と今とはだいぶ状況が違って、小松委員さんおっしゃられたように、農産加工に対するレベルの違いが随分出てきたということで、このまま全県的にやっていくのはいかがなものかと。それぞれの地域で、レベルに合わせてやっていく展開がいいのではないかとというようなことで、一応解散をさせていただきました。

ただ実際に、特に下伊那なんかは農産加工の盛んな地域でございまして、私ども知っている限りでは、小池農産加工所ですか、小池芳子さんのいるような大きな農産加工の芽がございまして、南信州の連絡協議会というのも育っているということで、だいぶ進んでいるというふうに思っています。ただ、全県的に見ますと必ずしもそういう状況にないということで、私ども、今の段階では、全県的を目指していろいろな形で農産加工、特に6次産業化につながるような、そういったグループの支援を進めております。

私ども、今、やっているのでは、アグリビジネス講座だとか、それからアグリビジネス、加工技術の研修とか、それから相談会。特にそういったものを開きますと、かなりの皆さんが来ていただきまして、そういった加工技術、6次産業化に向けたいろいろな勉強をしていただいていると思えます。特に、確かに高齢化が進んでおりますので、持っている技術というのを早目に次の世代へどんどん伝承していかないといけないというような危機感も感じてございまして、この研修を進める中で皆さんの技術のレベル向上を図っていきたいと思っております。

アグリビジネスの関係、だいぶ出口の見える形というような形になりまして、今年、確立支援事業というのをやりましたところ、52品、応募がありまして、そのうちの3つくらいが都会へ出ていって売れるような商品になってきたということで、この割合は小さいですけれども、今後、大きな形にしていきたいというふうに思っております。

それから地産地消の関係なんですけれども、私ども、協賛の企業、JAさんだとか、それから八十二銀行、信濃毎日新聞の皆さんと一緒に、地産地消のキャンペーンを實際やっ

ております。地産地消につきましては、県民運動としてやるということで動いておりますけれども、なかなか、大きな県民運動になるには、もう一步が足りないというようなことがありますので、今後、市町村とも連携を図りながらやっていきたいということを思っています。

それから小山委員さんからありましたけれども、販売の仕方の中で、こうすればおいしく食べられるというような提言がございました。私どものほうも、現在、東京のほうで信州マーケット事業というようなことで、アンテナ売り場等をやっておりますけれども、やはりそういった食べ方を教えるということでない、なかなか物だけ買っていってくれというのも難しいので、試食等をしながら、レタス、それから白菜等、そういった物が、意外とそういった試食をして、こういう食べ方があるよと教えることによって随分売れるというような話を聞いていますので、参考にさせていただきたいと思います。

それから最後に原さんのほうから、旅館・ホテルでの対応できる手引きの話がございました。昨年、提案を受けた中で、「学校給食、ホテル・旅館における地場農産物流通推進と農産物直売所の広域連携を進める手引き」というのをこの3月につくらせていただきました。流通関係の方、それから学識経験者の方、それから生産者の方、いろいろ集まる形の中で、この手引きをつくらせていただきましたけれども、基本的に画期的なことは書いてございません。

やっぱり地場産農産物を地域で使うなり、旅館・ホテルで使うというのが、やるにはどうしていったらいいかという話になりますと、やはりそれぞれがマッチングの場所をつくって話し合いをしていく、その場をやっぱりつくっていく。お互いの問題点などを出して徐々にやっていくしかないなというようなことで、ここにはその例としまして、上田の取組だとか、特に上田の取組は大きいですがけれども、それから松本の取組、そういったようなものがありますけれども、いずれにしましても、その手引きに書いてありますのは、まずお互いに、旅館・ホテル、それから生産者、お互いに集まりまして、今、こんな時期にこんな物がほしい、こんなふうにしたいというような話し合いをしていかないとなかなか進まないというようなことで、ちょっとこれも息の長い話になりますけれども、そういった場を私どもが提供するような、そういった検討もしていきたいというふうに考えています。

(事務局：小林園芸畜産課長)

伝統野菜のことですけれども、いろいろな食べ方を発進していく、それから生産者同士の横の連携ということが大事だということで、食べ方については、調理師会の方々とも連携しながら、今年も料理コンクールの中で料理提案をしていただいたり、そういうことを進めております。

また伝統野菜の皆さん、小グループの方なので、さらに生産意欲を高めてもらったり、地域で生産してくれる方を増やしてもらおうということで、産地情報交換会ということ

年に1回やっております。今年につきましてもそういう形、ネットワークをつくっていくという意味合いで、今年も進めたいと思っております。

それから地域限定ということも大事にしなければいけないということなので、そこら辺につきましても、信州伝統野菜の仕組みとして、伝統野菜という野菜を選定するほかに、その地域でどの畑でつくっているんだということの情報について、委員会の中で審議しまして、その生産者グループを認定するという制度にさせていただきますので、そういった形で伝統野菜の、その地域独特の物だということを、県としても支援していきたいというふうに思っております。

それから堀委員さんからご提案がありました、長野県は本来、全国出荷で名を成してきたというご意見、本当にごもっともで、私も、今後も、地産地消はもちろん進めるんですけども、県外、大都市市場、そういったところへ長野県の物が、引き続き信頼される産地として受け入れられるように頑張っていきたいと思っております。次の一手、さすが長野県ということで、品目の戦略、それから品種の戦略、そういったものに対して、ここですぐにお答えできるものはなかなかないわけですけども、今、また農業団体等と、この点についても、全く同じ、皆さん、ご意見を持っていらっしゃると思いますので、そこら辺については、そういう方向で努力していきたいと思っております。

総合的供給基地につきましても、そういう要望も長野県には非常に強いですし、そこを常に頭に置いているわけですけども。ブロッコリー、アスパラにつきましても、市場から非常に求められているのに量が、ほかの産地のほうが量が増えているという状況はあるわけですが。例えばアスパラにいたしましては、立ち枯れ病の発生が多いですとか、それから灌水技術が不十分ですとか、凍霜害の関係はやむを得ない部分があるんですけども。株の管理が不十分とか、そういった技術の要因の分析はしております。現在、25の、各地域でモデル圃をつくりまして、そこで地域に技術を普及させるために、そのモデル圃場の問題点をみんなで検討する中で、その収量を上げて、地域の人にそれを使ってもらおうというような形で、単収向上、収量のアップに努めております。また新しい品種等も、13カ所ずつモデル圃を設置して、定着に努めております。そういう、要因がわかっているんだけども、なかなか現場の中で使われていかないというところを、できるだけ具体的な、農家の皆さんにお見せする中で、生産量を増やしていきたいというように考えております。私のほうからは以上です。

(小松会長)

いいですね、ではね、はい。それでは基本方向2の中で、とりわけ園芸の中の果物につきまして、新わい化あるいはオリジナル品種の生産拡大、面積的には一定の進度にあるとこういうことでございますけれども。そうはいつでも、長野県も果物の大産地でございますので、ここをどうするか。一方、非常にマーケットのほうの価格が厳しいとこういう状況でございますけれども。ここで、では伊藤委員さんのほうから何かございましたら、ひ

とつご発言いただければと思いますが。

(伊藤清人委員)

果樹園をやっておるということで、発言を求められておるのではないかと思うわけでありましてけれども。確かに新しい技術として、今、新しい化栽培、リンゴですね、リンゴの栽培形態が推奨されておりますが。私も一部取り入れてやっておりますけれども。まだちょっと不安なところも、実際にはこの技術について、100%これでいけるというふうなことでは、確信が持てる状況ではないと。要するにだめだという話ではなくて、いろいろな条件が必要になる。例えば根が弱いから灌水施設が事前に必要だとか、というふうなものが整わないとなかなか、どんな天候でも、あるいは毎年、再生産がきくというようなことにならないのではないかというふうなことで見ているというふうなことであります。

ただ、もっと今度は価格的なことと言えば、リンゴあるいはナシ、この2つを私はつくっておるわけですが、この何年か、価格はずっと低迷をしてきました。それこそさっき米の話が出ておりましたが、再生産がきくかきかないかというふうなところまで、非常に果樹農家というのは厳しい状況でありました。今年、どういうわけか出だし、非常に天候のせいもあると思いますが、非常に去年と違って桃がすばらしくおいしかったと、こんなようなことがあって。今の早生の物につきましては、割合こう高価格で推移をしております、こんな価格状況がずっと何年か続いてくれば、実際に果樹をやっておる現場としては活力が出てくるのではないかなというふうなことで期待をしております。

ただその原因が、これこれこういうふうにすればこういう状況になるよということがなかなかわからないものですから、要するにつくっているその現場から見ると、今年、何でいいのかなというふうに思うと、天候のせいじゃないかとか、それからおいしければ消費が伸びるんじゃないかと。そのほかにもいろいろな流通の方々の努力もあるのではないかと、いろいろなことは考えられるわけですが。それが、毎年、安定してこうできるというようなことに何とかならないものかなというふうなことを期待するわけでありまして。

まことに素朴な意見で申しわけないんですが、そこら辺を、消費者の方々も含めて、それぞれの立場で、それぞれがそのいい物をおいしく、あるいは低価格というところちょっと問題ですが、正当価格で評価してもらおうというふうなことを、ご努力をいただけたらありがたいというふうな思っております。

(小松会長)

はい、ありがとうございます。では、時間が大分押してしまいました。佐々木委員さん、何か基本方向2について、ございますか。

(佐々木委員)

輸出について、ちょっとお伺いしたいところなんです。今年、日本全体としては、20%

ぐらい伸びているということなのですが、長野県は、台湾の、残留農薬ですか、の問題で下がったということなんでありますけれども。輸出を増やそうというときに、アジアの国でも、GAP（農業適正規範）ですね。特にGlobal GAPということが条件になりつつあるんじゃないかなというふうに思うものですから、輸出を増やすためには、そういうこう、JGAPでもGlobal GAPでも、そういうGAPというところが少し大事になってくるんじゃないかなというふうな感じがしているんですが。その辺のところはどんなふうなものでしょうか。

（小松会長）

それではギャップについて、現状と方向性について、お話をいただければと思いますが。はい、それでは中村課長さん。

（事務局：中村農業技術課長）

GAPについての現在の状況、これからについてでございますけれども。GAPそのものは、商業的な有利性というのを本来は求められるべき性格のものではございませんけれども。そういったこともございまして、現時点におきましては、各農協さん、あるいは農協をご利用にならない皆さん方も含めて、その生産者が物を、食品を生産していく過程において、当たり前のように、当然のように実施していくべき、遵守すべき事項をチェックしていくんだという理念を、これまで、普及センター、地方事務所、こういったところを経由し、そしてまた研修会なども開かせていただいて、啓発に努めてきたところで。

昨年あたりからは、JAグループさんでは、各JAで1品目以上は、全体でGAPの取組を始めようというふうなことで、県内でお進めをいただいているところでございます。生産の現場では、キノコですとか、野菜ですとか、こういった部分について、かなり取組の品目が広がりつつございます。

加えて、GAPについては、生産県である以上、集出荷施設ですとか、そうしたところも、一つの食品が生産から消費者に届くまでの一つのチェーンの中で、産地側が負担すべきGAPというものの拡大もしていかななくてはいけないということで、集出荷施設などにおけるGAPの基準などについても策定をいたしまして、昨年、そうしたものをつくりまして、現在、そうしたものの取組を進めているところでございます。ただ、県としてのGAPの判定基準、審査基準そのものは、まだできておりませんので、これはこれから進めてまいりたいというふうに思っております。

個人的にJGAPをおとりになったりする方は、幾人かはおいでになりますけれども、現時点において、輸出を目的としてというところまでまだまだ届かないというふうな現状が多いかと思っておりますけれども。これからの課題として、かなり高次元なGAPになりますけれども、取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

(小松会長)

はい、佐々木委員さん、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

それでは、ここで休憩を入れたいと思いますが、あちらの時計で3時55分まで、よろしいですか、5分ぐらいでよろしいですかね。それでは5分程度の休憩ということでお許しをいただいております。

(休 憩)

(小松会長)

それでは再開させていただきます。時間配分が非常にまずいこと、進行の立場からおわびを申し上げまして、それぞれご都合を避けてご出席をいただいているわけでございますので、途中で退席をされる委員さんにつきましては、その時点でご退席いただくということで全体の委員さん方にご了解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは3番目の「消費者と「食」の絆を結び豊かな食生活を育む農業・農村」、だいたいこのジャンルにも入り込んだ議論がなされているところでございますが、さらにということございまして、ご発言のある方はお願いいたしたいと思っております。はい、では、堀委員さん、お願いいたします。

(堀委員)

先ほどから出ている地産地消ということは、もちろん市場として大変ありがたいことでありまして、まさにこの地産地消につきましては、私どもも応援をして進めているところであります。消費者から見た購買行動で、今、スーパーさんの購買行動を見ていきますと、やはり安全でおいしくて品質がよい物、そして値ごろな物がほしいという消費者の購買行動じゃないだろうかと思っております。それをすべて、この地産地消が正しいというような格好の講演会をやっていってしまうと、やはり問題もあるのかなというふうに考えています。

例えば市場ですと、給食に使うのに、ある南のほうからおいしいトマトが、今、出ている。ただ、それは地産地消じゃないから、給食のほうはこちら地元のすがれ（注：盛りを過ぎた）のトマトを使ってくれという格好では、これはまずいと思っております。やはり地産地消というのも、きちんとある程度、そろそろきちんとした線を引ながらやっていく。特に給食のほうから私どもへ要求が来るのは、地産地消だから地元の物を何とか使ってくれと。もう地元の物は、ピーク過ぎて悪いんですよと言っても、地元の物を使うという指示だから使ってくれというふうに来ますので、やはりそこら辺はもうちょっと臨機応変にやる時期に来ているんじゃないかなということでございます。

それともう1点としまして、直売所が、今、増えてきておりまして。この直売所の問題

というのも、そろそろ対応の仕方をきちんとしていかないと、将来に向けてかなり負担になるというか、禍根を残すのではないかなというふうに考えております。毎日、直売所の担当者が市場のほうへ仕入れに来ております。例えば直売所で行きますと、昨日も直売所、上田の直売所に、私、顔を出しまして、こう見ていて、直売所の担当者と話をしたんですけども。ほとんどの物が1袋100円でございます。100円の物を100袋出しても、すべて売れたとしても1万円であります。そしてそれを15%引いて、農家の手取りが8,500円ということでありまして。それを息子が見ていて、あの農業を、お父さん、やりたいと本当に言うのかどうか。やはりこの直売所という問題につきましても、一つは、もうちょっと何かやり方をそろそろ整理をしながら、直売所をどう進めていくかというところをしていかないと、まずい時期に来ているのではないかなというのがあります。

それともう1点としますと、長野県の直売所というと、主力農産物が出てくるのが大体3カ月から半年ですから、冬の間はほとんど遊びの状況です。そこへ職員を置いております。その人たちの給料も払っていかねばいけなわけでございます。当然条件の悪いところ、今、先ほどの資料ですと700いくつ、800、直売所があります。当然条件の悪いところは赤字になっていく。多分、赤字なっているところがかかなり多いのではないかと思います。

そして直売所をつくるのに、補助金というものが出ているとするなら、多分、補助金が出ているところは、途中で閉められない、あるいは業態変えができない。例えば市場にしても選果場にしても、農協の選果場にしても、補助金をもらったものは、途中でやめればその補助金を全部埋めて返せと国から言われます。赤字垂れ流しでもやっていかねばいけな、という直売所が出てくる可能性があるのではないか。多分、直売所としてきちんと回る直売所と、そうでない直売所というものの差というものが、何年か先、今は、この直売所というのは、このところ何年かの流行になっていますので、やはりですので消費者がそちらのほうへ行くと思います。ただ消費者の目というものは、必ずこの流行から次の流行へ移っていくものでありますから、そうなっていったときに、この直売所がお荷物にならないように、県のほうは今からこう頭の中にそこも入れて、この直売所をどういうふうにしていくのか、将来。

やはり地産地消ということを考えていくと、直売所だけじゃなくて、私は地元のスーパーさん、ここを通しての地産地消というものをもっと進めていくこと。地元の業者の人たちを進めながら、もうちょっと地産地消というのも進めていくということも頭の中に入れて、この地産地消の推進を進めていくべきではないかというふうに考えておりますが、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

(小松会長)

何か関連でございますか。はい、では織田さん。

(織田委員)

消費者のほうからの立場として、堀さんの意見がとてもしっかりとしたご意見なんですね。産直所のことについて、ちょっと東京の消費者とお話したことがあるんですけども。とても、今、直売所ツアーというものを計画しまして、とても盛り上がっていて。農業の農産物は、ああいうところを回っていると安く買えるという実感を持ってしまって、農業に対する、都会の消費者のイメージが何となくこう軽く見られてくるという、そんなちょっと風潮を感じたことがあるんですね。だから、直売所そのものの値段のこと、安いというのはいいんです、消費者としてはいいんですけど。もう少し適正な価格というのを考えたほうがいいんじゃないかなと。本当にそれが果たして農業をやっている方たちに、いい意味での直売所になっているかというのは、消費者としてとても疑問に思っています。これは東京の消費者の方もそんなことを言うておりましたので。ツアーはとても楽しいけれども、本当にあの価格で農業というのは大丈夫ですかということもおっしゃっていました。そこら辺を考えながら、その直売所のあり方というのは、やっぱり考えていただきたいと思います。

それともう一つは、昔は公営の何ていうんですか、市場（いちば）のところに野菜とかそういうのが回りまして、そこである程度品質管理というんですか、そういうものがあって、市場（しじょう）に出てくるという過程があったと思うんですね。それがいいかどうかは問題もあったんですけども。今、その直売所というのはそういうところがなくて、直、生産者にとってということになっていますので、やっぱり市場（しじょう）、市場（いちば）のあり方というのでも検討しつつ、直売所と市場（しじょう）とか、そのあたりの流れというものをもう少し検討していく必要があるんじゃないかなと。その中で消費者としても、安全・安心なチェックを受けてきた物という安心感、そんなのが求められるんじゃないかなというふうに考えています。

(小松会長)

はい、ありがとうございます。それでは、地産地消なり直売所関連について、ご提起がございましたが、何かここで、受けとめておくということでもよろしいでしょうか、ご発言ございましたら、事務局。

(事務局：赤羽農産物マーケティング室長)

それでは、マーケティング室長の赤羽です。直売所について、堀委員さんのお話、聞かせていただきました。確かに数字にありますように、直売所が851カ所というような数字になってきております。いわゆるAコープの中にあるとか、量販店の中にあるインショップも含めてですけども。実際に常設で、有人でやっているのだけでも184というような形で結構あります。私もこの前、下伊那のほうへ行ってきたんですけども、同じ街道筋にほつんぽつんとあって、もうすぐ近くにあるというような、そんなような状況も少し見てき

ました。多分、この状態というのは、委員ご指摘のように、乱立の状況であり、いずれは淘汰をされる状況が出てしまうというふうに思います。特に小さいところで単独で経営していて、その専門的なノウハウを持たないで、開くだけ開いてしまった。で、補助金ももらったという部分で続けざるを得ないという話も聞かないわけではありません。

実際に少し問題があるというようなことで、先ほどちょっとお話ししました、「学校給食、ホテル・旅館における地場農産物流通推進と」の次に、「農産物直売所の広域連携を進める手引き」というので、これ、同じペーパーなんですけれども、農産物の直売所の広域連携というような手引きを、去年、つくらせていただきました。やはりこの中にもそういった問題点をいくつか書かせていただく中で、直売所同士が一回みんなで集まって、よくその問題点を話し合って、どうやってやっていったらうまくいくんだというような話し合いをすべきだという提言をする中で、去年の3月に、これは長野大学の古田先生が中心になって、信州を食べよう推進会議の中で1年間検討していただいていたわけですから。いろいろな形で、まず一回テーブルへ着いてみんなで話し合うというようなことで、解決策はここに、みんなで話し合っていくでしょうが一つの形ですけれども。

最近の動きとしまして、長野県の産直・直売連絡協議会というものが、民間主導というような形の中で、今、起ころうとしております。今まで大会等を4回ばかりしてきたんですけれども、5回目を、長野県の産直連絡協議会というような形で作ろうというようなことで、この9月くらいに民間主導でそういったものができてきます。やはり民民の話のところがありますので、お互いに話し合っていた形の中で、私ども、そのところへしっかりとかわかって、一緒に話をして、問題点等の課題にかかわっていきたいというふうに思います。

それから織田委員さんのほうで直売所のツアーの話、それから適正な価格というのがあります。やはり皆さんがご心配をなされているような部分があると思いますので、そういった問題につきましても、この連絡協議会というようなところに、こういった心配があるよというような話の中で、提案をする中で話し合っていていただきたいと。私どものほうもそれにしっかりかかわりながら、今後のあり方について一緒に考えていきたいというふうに思います。

(小松会長)

はい、ほかにいかがでしょうか。はい、原さん。

(原委員)

地産、また地消のことなんですけれども。長野県で改良された小麦があつて、1回いただいてもおいしかったんですけど、なかなか手に入らない。だから、そんな中で、生産が伴わなければ、やはり今は自給率のアップで米粉の普及が重要だと思うんですね。お聞きしましたら、県内で製粉機が7カ所もあるというようなことから、加工がとても容易

になったということで、今は学校給食に普及、浸透されているんですけども。もっと一般住民へ向けて消費拡大をされたら、もっと需要が伸びるんじゃないかと。

そうした中で、この価格というものがちょっと高いんですね。でも見えるところの地産地消から考えると、そういうものを消費者は必要としているので、もっと底辺を広げて、普及、伝達、浸透を図りながら、もっと拡大していくことによって価格も安定するのではないか、もっと緩和されるのではないかと考えています。ですから、一般への普及をもっと力を入れてもらいたいと思います。

それで、また、この食育ボランティアにかかることなんですけど。この地産地消と、また子どもたちとの食育の推進というのは、ちょっと一緒に進めていくというのもありまして、先ほどからお話があるんですが、なかなか伝統の料理というのはお家の中で伝わっていないので、今、私たち、学校から要請がとて多いんです。だから年9回ぐらい、毎年行っているんですね。そんな中で夏休みというのは、さっきのおやきなんかは、子どもさんたちのいい実習で、皆、お家で作ってみる。そんなことから子どもさんに伝わっていくと思うんです。ですから、食育ボランティアは、もっと今までどおりに、やはりこの人材の育成を県のほうでも図っていただきたい。そんなことでまたこれからも進めていただきたい、その2点です。よろしくお願いします。

(小松会長)

はい、ありがとうございました。米粉は・・・、では佐々木先生。

(佐々木委員)

すみません、ちょっと違うことなんですけど。2、3日前ですか、農水省が、朝食ですね、朝の食事、欠食しているのを、金額に換算すると2兆円弱というふうな数字を出しておりましたが、県段階にすると300億円から400億円ぐらい、単純計算するとなるのかなと思うんですね。結局やっぱり、農産物の生産のほうからいうと、消費が増えないことには、これ、増えていかないわけですので、その消費のほうはどういうふうに変っているのか。そういうようなことをやっぱり見ていく必要があるんじゃないかなと思います。

それで、目標値に対する達成率を見ても、この基本方向の3のところは、軒並み100%を超えていて、ほかの分野と比べても非常に達成率が高いと思うんですね。それで、これ、食の分野で非常に動きがあるということでありますので、消費がこう変わることによって農業も変わっていくというふうな動きも出ているのかなという気がするんですね。それで、県の食育推進計画のほうでも、朝食をきちんと食べる率をこれだけにするとか、あるいは野菜の1日当たりの摂取量を目標値の350グラムに近づけようとか、いろいろな目標値が出ていると思いますので、できれば、どういうふう達成度その消費のほうで、達成度がどうなっているのかというふうな情報を、次回からでも結構なんですけど、ちょっと参考資料として出していただければ、ここの基本方向3のほうは参考になるのかなというふうな

感じがいたしています。

(小松会長)

はい、ありがとうございました。先ほど平林委員さん、はい。

(平林委員)

農産加工品の許可基準についてですが、農村女性が地元産の農産物を利用して加工したものを、直売所、イベントなどで販売したい場合、ジュース、味噌、豆腐など、それぞれ設備基準があり、異なるため、品目ごとに部屋を設けなければ許可になりません。先ほどから加工所の話も出ていますが、お話のように、歴史も長く、技術も誇るものがあるところもありますけれども、一方で小さなグループでは、そうした場合、資金面で簡単には加工所ができないのが現状です。他県では、ジャムや果実のシロップ漬には許可が要らないところもあるようですが、長野県では、果樹王国でもありますので、これらについて、許可要件の緩和を検討していただけないでしょうか。

女性の能力を発揮できる場づくりとしてはもちろんのこと、農産物に付加価値をつけるという点でも、また地域おこしにも大きな力になると思いますので、よろしくご検討をお願いしたいと思います。以上です。

(小松会長)

はい、それでは複数の分野といいますか、項目でのご発言でございますが。ここで食育、朝食の摂取率といいますか、これのデータというのとれるんですかね。次回からでも結構ですがという、こういう条件ですから。

(事務局：三村農業政策課長)

では健康福祉部のほうとまたいろいろ連絡をとって、今、後ろのほうで聞いてみますと、3年に一度の栄養調査なんかの数字も持っていますし、それから、今、ほかに委員さんから、佐々木委員さんから、消費がどんなぐあいになっているとか、食育推進計画の中で数字がとれるとか。私も、今の個人消費動向をはかるのは、スーパーの販売額だけで数字を見ていたものですから、具体的に県の食育推進計画とか、さまざまところで、どれぐらい数字をリンクさせてどこまであわせるか、ちょっと、今、ここで申し上げることはできませんけれども。今、違った視点でとらえていただきましたものですから、できるだけ数値化できるもの、それからここで出せるものについては、少し検討させていただきまして、そういった消費の面から、次回、またあわせたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

(小松会長)

加工の許可基準もご検討いただくということですかね。

(事務局：赤羽農産物マーケティング室長)

では私のほうから、話をさせてください。加工所の許可基準、本県にある許可基準、例えば漬物製造許可とか、というのは、実際に本県にありますけど、千葉県とか静岡県にはありません。それから群馬県にはこんにゃく製造許可というのがありますけれども、本県にはありません。ご指摘のジャムですけれども、本県では瓶詰め食品製造業許可というようなことで、東京都にもありますけれども、自治体によってやっぱり違うんですね。どの自治体も歴史的な状況だとか地域的な背景を踏まえて、長い年月をかけて、いわゆる決められてきた許可基準なんですね。ですから、本県だけが特に厳しいというような状況は一概には言えない状況だと思います。

やっぱり県としては、食の安全・安心の高まる中で、やっぱり既存のその許可基準をある程度守っていただいて、それでやっていっていただく中で、それを通ってきた食品というのがやっぱり高品質で安全・安心なんだというようなイメージを持っていただくような形の中で、頑張っていたきたいなというふうに思います。

先ほど自分で施設をつくるのが大変だというような部分がありました。そういった、自分で施設をこれから投資してやっていくというのは、かなり大変だというような認識の中で、今年から委託加工について助成をしようとする。つまり自分で施設を持つのではなくて、でき上がったものをもうプロの、プロというか、その専門の加工所みたいな、そういうところへ委託することによって、また自分のブランドで売れるというようなことで、あまり施設投資をしなくても商品ができるというような制度も考えておりますので、そちらのほうのご検討もいただきたいと思います。以上です。

(小松会長)

はい、それではまだたくさんあるかと思いますが、はい、それでは森田さん。

(森田委員)

先ほど学校給食の米粉のパンの話が出ましたが、これは県下の小・中学校で50ないし60%ぐらいは進んでいると思うんですが。その数字がわかったら、ちょっとこの場で披露をしておいてほしいと思います。

(小松会長)

はい、すぐ出ますか、では中村課長。

(事務局：中村農業技術課長)

学校給食におきます米粉の利用状況でございますけれども。現在、調べておりますのは、

米粉パンの導入状況でございまして、委員ご指摘のように、現時点におきまして、全学校数の52%強がご利用いただいています。ただ、回数、量などについてはばらつきがございませけれども、実施校としてはそんな状況まで普及が進んでまいっております。

ついでということよろしいでしょうか。先ほど原委員さんから米粉の関係についてございました。学校給食だけじゃなくて、他の分野にもということでございます。大変いいご提案でございまして、こちらといたしましても、菓子類ですとか、最近手近でやったんですけれども、めん類ですとか、こういったところへのご活用もいただきたいということで、めん業関係の皆さんだとか、そういったところと連携をさせていただくような準備もさせていただいております。

なお、米粉ですから、一時のブームというわけにいきません。やっぱり地域の食文化の中に自然に溶け込んでいくという形で消費を増やしていくということが大事だというふうに思っております。米粉は、グルテンがありませんので、使っていただくと薄力粉とほぼ同じように油は飛ばない、からっと揚がる、健康的というようなところもございまして。こうした米粉の持っているメリットというものを少し研究させていただいて、自然に召し上がっていただける方法というのをどういうふうにしたらいいのかということも検討を進めていく方向で考えているところでございます。

(小松会長)

はい、ありがとうございます。はい、それでは基本方向4の「環境と調和し地域が輝く元気な農業・農村」、さらには全体的なこの基盤といいますか、関連をいたしますので、5の基本方向の「働きやすく住み良い農業・農村」と、この2つを合わせまして、ご発言をいただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。伊藤委員さん、それではどうぞお願ひします。

(伊藤兼彦委員)

私、伊藤です。私の周囲は本当に山に囲まれていまして、本当に田畑の周囲にやはり高い木が茂ってまして、非常に野生鳥獣が出やすい棲みかになっておるわけなんです。僕らの小さいころは、やはり田んぼや畑の周囲というのは、昔でいう草刈り場というような感じでそういう高い木がなかったことが思い出されますけど。最近はどうどこでも草を刈りたくないために、田畑の周囲に木を植えて、結局それが自分たちの田畑の命とりになっているような状態なんですよ。

それでせんだってちょっと町村役場のほうへ伺ったおりに、やはりそういう田畑の、この周りのそういう樹木を伐採するという、緩衝帯をつくるというような、そんなような名目で県から補助金をもらっていたということもちょっと聞いたもので、お伺いに行ったんですけど。やはり県からの補助金も少ない金額ですので、木を切るばっかりに使用できないというようなことで、ほかに回すというようなことも聞きましたけど。それによって、結局、

小面積しか、年間に森林のそういう木を伐採できないというような実情をこの間、聞かされてきたんですけど。県としても、そこら辺をちょっと補助をお願いしたいと思います。

それとやはり遊休農地の活用というようなことで、結局、田畑がやはり野生鳥獣によって荒らされるわけなんですけど。収穫間際の農作物を野生鳥獣に食べられてしまうと、いわゆるつくる意欲が非常に薄れてくるんですよね。だからやはりしっかりした対応をしないと、最近のイノシシなんかは道路をもう平気で渡って歩くんですよ。だから電牧をやっても、まるっきり全部田畑をぐるっと囲わないと、入られるというような状態になってきて、非常に最近の野生鳥獣は順にこすく（注：ずるく）になってきて、防ぐような対策が非常に難しくなってきたんですよ。だからそこら辺のところをやはり県としても現場へ出向いていただいて、もっと生産者のそういう現場の声をもうちょっと聞いていただいて、しっかりした対応を県としても計画を立てていただいて、完全に防ぐというような、そういう感じを持っていただきたいなということをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（小松会長）

はい、それでは野生鳥獣の関連で伊藤委員さんから重点的にご発言をいただきました。森田委員さんのご発言、同じという関係でよろしいですかね。

（森田委員）

そうですね、人間が追い出されていますから、お願いします。

（小松会長）

はい、わかりました。それでは遊休農地をどうするかという問題とも兼ね合わせてのご発言でございます。この辺の取組、レポートの中にあると思いますけれども、補強してください。中村課長、お願いします。

（事務局：中村農業技術課長）

鳥獣害の関係でございます。大変重要な問題になっているわけございまして、県といたしましても、農政部だけでなく、林務部ですとか環境部ですとか、いろいろな部局が参画いたしまして、対策本部もつくって、総合的な対策を進めているところでございます。特に、今、ご指摘の緩衝帯の関係につきましては、当部のソフトのほうの関係でもご支援をさせていただいた経過もあるわけでございますけれども。農地の側からは当部のほうの、若干ではございましたけれども補助金でということですが、林の中の、森の中のものを整備するということになりますと、これは森林税も活用した県単の制度の中でもそうしたことができるようになっております。必ずしも一面からではございませんので、両部あわせたい形で、今後とも緩衝帯の整備については進めてまいりたいと思っております。

それから被害地域の皆さんが、やっぱりみんなで共同していろいろな側面から取り組んでいただくことは必要でございます。そういうことをやってないと、地域でどんどん作付意欲が落ちていってしまうんですけれども。私ども、今のところ調べたところでは、約1,300集落ぐらいが被害を受けているということで、それぞれの地方事務所、普及センターの単位ごとに支援チームを編成いたしまして、それぞれ集落にお邪魔しております。新しく被害になったところであれば、地方事務所や普及センターのほうへご連絡いただければ、チームの職員が行きまして、状況と対策の方法などについて、現場で一緒にお話し合いや検証をさせていただくという活動をしておりますので、ぜひご利用いただきたいというふうに思っております。

それからどうしても柵をつくらないと防げないというふうな部分もございます。これまで長野県では、ここ数年で、総延長で700キロメートル余りの柵をつくることについての助成をさせていただいております。多分、長野県の周囲全体を囲むよりもちょっと長い距離になっております。ここへ来まして、国の補助金の関係が少しくまかないものから、今年は大変ご迷惑をおかけしましたけれども。これにつきましても引き続き国のほうへは、来年も含めて財源措置を十分にやっていただくように要望してまいりたいというふうに思っております。大変重要な課題でございますので、これからも力を抜くことのないように努めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

(小松会長)

ありがとうございます。それでは市川委員さん、お願いします。

(市川委員)

基本方向5の「働きやすく住み良い農業・農村」の関係でございますけど、21年度までの実績を見ますと、指標をほとんど達成しているというふうに見えます。これは補修するとかコスト低減だとか、いろいろなことをやってきて目標を達成してきたかと思えますけれども、22年度の国の予算につきましては、2,129億円で対前年比36.9%と非常に厳しい農政公共になっております。今のままで行きますと、先ほど来から話がありますように、戦後つくった水路等が全部改修の時期に来ているというような状況の中で、このような予算の中で、とりあえず21年度までは達成できていても、今後の進捗というのはかなり難しくなるし、またいろいろなことをやっても水が来ないということになってくれば、大きな問題になると思えますので、そのことについて、今後、どのようにして達成していくか、改修していくのが良いのか、その辺のことをお聞きしたいということが1点。

それと昨年ですけれども、21年度の経済補正の関係でございまして、今まで国庫補助の対象にならなかった小さい、1カ所の工事費が200万円以下のものでも国庫補助の対象になりますよという事業がありました。当初は3カ年でやる予定でしたけれども、事業仕分けの中で、一体どういうことになったというのはわかりませんが、21年度だけの単年度

事業になりました。この事業につきましても、長野県では、935カ所で事業費にして約16億円弱の事業を、小さい集落なり市町村が各集落ごとに取り組んで、今まで困っていたところ、いろいろな面を直してきたという実態があります。

またそのうちの53カ所につきましては、補助をもらいながら、できるものは自分たちでやろうという、国庫補助の中でも直営施工がありますけど、スプリンクラーのヘッドの交換だとか、鳥獣害の防護柵を自分たちで設置するとか、自分たちの力で自分たちもやりながら国庫補助を受けてやってきたということで、いろいろな面で地域から一番喜ばれた事業でございます。ただ、残念なことになってしまったということでございますけど。

平成22年度も、私どもでとった要望は7億円以上、そういう事業について要望がありますので、この事業について、ぜひ復活するようお願いしたいというところであります。以上2点でございます。

(小松会長)

それではご要望ということございますので、では農地整備課長さん、お願いします。

(事務局：秦農地整備課長)

農地整備課長の秦でございます。まず1点目のところでございますけれども、委員おっしゃるとおり、21年度まで「働きやすく住み良い農業・農村」、ほぼ計画どおり推移をしているところでございますが、22年度につきましても、おかげさまで、大変厳しい中ではございますけれども、ほぼ要望どおりに近い予算が確保できているというような中で、本年度につきましては、ほぼ計画どおり執行できる見込みでございます。

ただ、23年度以降、本当におっしゃるとおりでございますして、相当厳しい状況が予想されております。8月10日の民主党の農林水産部門会議の議論の中でも、水利施設の全面的な改築、更新から長寿命化へ転換した上でというようなことで、施設の老朽化による災害・事故発生リスク回避とともに、畑地かんがいを含めて農業用水の安定確保等がうたわれているところでございます。農業基盤、特に農業水利施設につきましては、農作物の安定生産に欠かすことのできない農業用水の確保ということで大変重要な施設でございますして、老朽化した施設の適切な補修、更新、これにつきましては、コスト低減等を十分考慮しながら計画的に実施していく必要があるというふうに認識をしているところでございます。県といたしまして、23年度予算につきましては、国に対して強く要望を続けているところでございますけれども、引き続きまた国の情勢を注目しつつ、関係機関と協力しながら要請活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

またもう1点、農地有効利用支援事業の関係でございますけれども、これも大変評判がよかった事業でございますして、委員おっしゃるとおり、積み残しといたしますか、要望の中で7億円ほどの事業が昨年できなかった分があるということでございます。これにつきましても、昨年の事業仕分けの中で廃止という形になったわけでございますけれども、昨年

度の実施状況、あるいは地域の要望等を踏まえながら、また国に要望してまいりたいとこんなふうを考えております。いずれにしても関係機関の皆様方のご協力なしにはできないというようなことをございまして、引き続きご協力をよろしくをお願いをしたいと思います。

(小松会長)

それでは村山委員さん、お願いします。

(村山委員)

せっかく来ましたので、一言お願いなり、希望をお願いしたいと思いますが。9月から県のトップがかわるわけですよ。そういうことですね。それでお願いしたいのは、この農業関係については、頭はかわっても食べる物が基本です。私たちが生活するにはね。ぜひこの農業支援、農業政策は、変わらないように継続してやってもらうようお願いしたいわけですよ。

それと同時に、先ほど意見がいろいろ出ておりますが、後継者がちっとも育たないという問題が委員の中から出ております。この問題等については、例えばホテル・旅館等と結びつけながら、長野県は園芸が非常に盛んで、5月、6月、7月は非常に忙しい。猫の手も借りたいほど忙しいような園芸関係です。それについて、県外の、修学旅行を兼ねながら農業実習をさせるような、そういうことをこれから考えていくと、観光産業にも発展するし、農業振興にもつながるのではないかと。そこら辺をちょっと具体的に、県外の、例えば私も過去に、30年ほど前に九州から実習生をそれぞれ入れておりました。そのときは各家へ入れていたものですから、非常に女房等が気を使ったりしておりますので、これから実習生を入れるんだったら、ホテルや旅館とも連携をしながら、ある程度、1週間なり10日ぐらい農業実習をしながら農作業をするような方法とすると、農業振興にもつながるし、農業もそれぞれやる気にもなると。そういうことを思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと同時に、先ほどからいろいろ意見が出ておりますが、生産額を上げるどころではなくて、消費者の皆さんに、例えばリンゴを10キロ生産するについては、36玉ね、これについては、生産費はこれだけかかりますよと。これ以上に売らなければ再生産ができないと、農家もやる気を失くしてしまうと。そういうことを、県がもうちょっとこうPRすることが大事じゃないかと。米でも同じだと思います。今言うとおりに1万5,000円は保証するといっても、在庫もまた30万トン、するかしないかというような話の中で、まだ下がるというような危険性もありますので、米10キロは最低限このくらいの価格で売らないと、農家の皆さんが意欲的に希望や自分たちの収入が上がってこないと、こういうことを県の皆さん方は積極的に、そこら辺のこともPRすることも大事じゃないかこう思っております。

それと鳥獣害被害の問題が非常に農業委員会を中心にいろいろ意見が出ておりますが。

22年度は何とか予算措置はされたと。23年度以後の予算についても、県も厳しい財政の中だと思えますけれども、ぜひ国がつかなくなったら県だけでも、長野県は非常に中山間地が多いので、そこら辺のことを前向きに検討してもらえばとこんなふうに思っております。

これだけ要望しておきますので、今、答えはどうかというのは言いませんが、今言った意見を前向きに検討してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

(小松会長)

はい、では和田委員さん。

(和田委員)

すみません、時間が押していますので、1点だけ要望したいと思います。農業施設に関連しては、すみません、災害のあった際ですけれども、農業施設については、復旧が、災害の認定がされれば、それで復旧されていくわけなんですけれども。ここへ来て本当に異常な気象の中で豪雨災害が発生し、特に中山間地、田の畦ですとか、畑地も全部壊滅するような事態が発生しているところについても、農地の復旧については自己負担が求められるということで、もうそうであるならば、もう今年の作付したのも全滅であり、なおかつ自己負担をかけてまでそれをまたつくって再開していくという、そういう気力はないということで、見送られるというか、あきらめられる方もあるような事態になりますので、その災害に遭われた農地の復旧についての自己負担の軽減については、ぜひご検討いただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

(小松会長)

はい、ありがとうございます。和田委員さん、ご要望でよろしいですか。はい、それでは農地整備課長さん、お願いします。

(事務局：秦農地整備課長)

農地の自己負担の関係ですけれども、原則として、災害に対して、農地50%、それから施設65%というのが原則になっておりますけれども。1戸当たりの負担額等の関係で、国のほうの補助率増嵩というような形で動いているのが現状です。被害の規模、あるいは激甚指定等の関係でどのぐらいになるかというのは一概に言えませんけれども、高くなる場合には、農地についても9割を超える補助が出る場合もございます。ただ、補助残につきましては、いずれにしても当該市町村の考え方というものに大きく左右される部分がございます。県として一概に申し上げることのできない部分でございますけれども、ぜひともまた該当する市町村のほうにも要望として上げていただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

(小松会長)

はい、それではまだあろうかと思いますが、この辺で打ち切らせていただきたいんですが。

(「委員の、組織について、ちょっと一言」という声あり)

はい、お願いします。

(委員)

すみません、委員会の組織ですが、今、ずっと農業者の高齢化が、今、議論されてきましたが。この組織の委員のメンバーも、私を含めましてかなり高齢化が進んでおるように思うので、ぜひ農業後継者の若い人ですとか、消費者の若い代表ですとか、そんな農業関係に携わる若い人でもいいんですが、ぜひ何人かそんな人も入れて、この審議会の活性化、新しい意見を取り入れて、新しい切り口で議論することも必要ではないかということをご提案させていただきます。

(小松会長)

それは、ではご検討をいただくということでよろしゅうございますか。それではよろしゅうございますか。まだ不十分だというふうに思いますけれども、時間ももうこれ以上はちょっと無理かなという状況までまいりましたので、この辺で打ち切らせていただきたいと思います。最後に議長がまとめろという指示をいただいているところでございますが、既に、それぞれ専門的にたくさんの大事な意見をいただきましたので、これを今後の施策の中に反映をさせていただくということで、ご検討をいただくことが非常に重要だと思っております。

ただ、感じましたことは、基本方向1から5までの分野が、実に相互に関連をしていることだなということでございまして、それぞれの発言の中にも一つの分野になかなかおさまりきれないご発言をたくさんいただいたというふうに思いますから、ご発言の処理につきましては、施策全体を見回しながら、今後の方向の中に活かしていただくことが大変重要かなとこんなふうに思いました。

そしてまた、この審議会は県民条例に基づいている審議会とこういうことでございまして、生産をする立場、そして消費をする立場、それぞれの、流通の立場も含めまして、ご参画をいただいているわけでありまして、県民全体のエネルギーを束ねて目標を達成していくような方向を大事にしなければいけないのかなとこんなふうにも強く思いましたので、そんな方向でぜひ引っ張っていただくようお願いをいたしたいと思っております。

いろいろな、技術開発を含めまして、芽出しが出てきておりますが、これからの24年に向かつては、点から面にどれだけ拡大していくかと、ここが相当エネルギーが要るとこういうふうに思いますので、本日お集まりのいずれの立場からも、ぜひご提言やご支援、ご協力をいただくことが、そのエネルギーの源になるのかなとこんなふうを感じるところで

ございますので、議長の立場からもよろしくお願ひ申し上げまして、この審議会の議論は以上とさせていただきますが、御礼を申し上げさせていただきます、議長の座を退任をさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局：山本農業政策課企画幹)

どうも長時間にわたりまして、ありがとうございました。それでは、最後に萩原農政部長のほうからごあいさつを申し上げます。

(萩原農政部長)

小松会長さん並びに委員の皆様方には、大変長時間、熱心にご論議をいただきまして、ありがとうございました。県の財政事情、皆様もご承知のとおり大変厳しいわけはございますが、今、会長さんにまとめていただいたようなことを我々としては肝に銘じながら、来年度予算、それから今後のこの計画の実施計画をつくるに当たりまして、ぜひ参考にさせていただくとともに、皆様のご意見を中に取り込むような形で、ぜひ進めさせていただきたいとこんなふうに考えております。

大変お忙しい中、長い間、ご論議いただきまして、本当にありがとうございました。以上をもちまして、長野県食と農業農村振興審議会を閉会とさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。